

令和八年六月二十二日（月曜日）午前十時零分 開議

議事日程第三号

令和八年六月二十二日（月曜日）午前十時開議

- 第一 議第六十九号 令和八年度山形県一般会計補正予算（第二号）
- 第二 議第七十号 令和八年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）
- 第三 議第七十一号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四 議第七十二号 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五 議第七十三号 山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第六 議第七十四号 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第七 議第七十五号 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第八 議第七十六号 山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第九 議第七十七号 山形県防災基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十 議第七十八号 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十一 議第七十九号 庄内海岸林応援基金条例の設定について
- 第十二 議第八十号 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十三 議第八十一号 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十四 議第八十二号 山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十五 議第八十三号 山形県漁業監視調査船代船建造工事請負契約の締結について
- 第十六 議第八十四号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について
- 第十七 議第八十五号 交通事故に基づき生じた損害賠償の和解について
- 第十八 議第八十六号 山形県公立大学法人定款の一部変更について
- 第十九 議第八十七号 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて
- 第二十 議第八十八号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第十号）の専決処分の承認について
- 第二十一 議第八十九号 令和八年度山形県一般会計補正予算（第一号）の専決処分の承認について
- 第二十二 議第九十号 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について
- 第二十三 議第九十一号 公立大学法人東北公益文科大学が徴収する料金の上限の認可についての専決処分の承認について
- 第二十四 議第九十二号 山形県公安委員会委員の任命について
- 第二十五 議第九十三号 山形県人事委員会委員の選任について
- 第二十六 県政一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程第三号に同じ。

出席議員（四十二名）

- 一 番 石 川 渉 議員
- 二 番 佐 藤 寿 議員
- 三 番 齋 藤 俊一郎 議員
- 四 番 橋 本 彩 子 議員
- 五 番 松 井 愛 議員
- 六 番 石 川 正 志 議員
- 七 番 小 松 正 和 議員
- 八 番 阿 部 恭 平 議員

九	番	鈴	木	学	議員
十	番	伊	藤	香	織 議員
十一	番	関		徹	議員
十二	番	江	口	暢	子 議員
十三	番	阿	部	ひとみ	議員
十四	番	梅	津	庸	成 議員
十五	番	石	塚		慶 議員
十六	番	高	橋	弓	嗣 議員
十七	番	佐	藤	文	一 議員
十八	番	相	田	日出夫	議員
十九	番	佐	藤	正	胤 議員
二十	番	相	田	光	照 議員
二十一	番	遠	藤	和	典 議員
二十二	番	菊	池	文	昭 議員
二十三	番	今	野	美奈子	議員
二十四	番	高	橋		淳 議員
二十五	番	青	木	彰	榮 議員
二十六	番	梶	原	宗	明 議員
二十七	番	五十嵐		智	洋 議員
二十八	番	能	登	淳	一 議員
三十	番	洪	間	佳寿美	議員
三十一	番	矢	吹	栄	修 議員
三十二	番	小	松	伸	也 議員
三十三	番	吉	村	和	武 議員
三十四	番	高	橋	啓	介 議員
三十五	番	木	村	忠	三 議員
三十六	番	加	賀	正	和 議員
三十七	番	森	谷	仙一郎	議員
三十八	番	榎	津	博	士 議員
三十九	番	奥	山	誠	治 議員
四十	番	伊	藤	重	成 議員
四十一	番	船	山	現	人 議員
四十二	番	田	澤	伸	一 議員
四十三	番	森	田		廣 議員

欠 員（一名）

説明のため出席した者

知事	吉	村	美栄子	君
副知事	高	橋	徹	君
副知事	折	原	英	人 君
企業管理者	松	澤	勝	志 君
病院事業管理者	阿	彦	忠	之 君
総務部長	小	中	章	雄 君
みらい企画創造部長	沖	本	佳	祐 君
防災くらし安心部長	庄	司	雅	人 君
環境エネルギー部長	相	田	健	一 君
しあわせ子育て応援部長	齋	藤	恵美子	君
健康福祉部長	城戸	口	一	子 君
産業労働部長	遠	藤	和	之 君
観光文化スポーツ部長	黒	田	あゆ美	君

農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	大 瀧 亜 樹 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
公安委員会委員長	柴 田 曜 子 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	金 丸 利 博 君
労働委員会事務局長	高 橋 礼 二 君

午前 十時 零分 開 議

○議長（田澤伸一議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第六十九号議案から日程第二十五議第九十三号議案まで及び日程第二十六県政一般に関する質問

○議長（田澤伸一議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第六十九号令和八年度山形県一般会計補正予算第二号から、日程第二十五議第九十三号山形県人事委員会委員の選任についてまでの二十五案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第二十六県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

七番小松正和議員。

○七番（小松正和議員） 議席番号七番、自由民主党の小松正和でございます。今年三月から県議会議員を務めさせていただいて、初めての一般質問です。まずは、このような機会をいただいたことに対し、同僚議員、先輩議員の皆様、傍聴に来ていただいた皆様など、全ての皆様に感謝申し上げます。初めてで不慣れなところもありますが、地域の声を届け、県民のため、そして県勢発展のために精いっぱい一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、先日、私の地元上山市出身の日本を代表する歌人斎藤茂吉の妻、輝子を題材にした連続テレビ小説「ほんのモキチ」が、二〇二八年度前期に放映されることが発表されました。輝子は、結婚後は震災や戦争など激動の時代を生き、病院を守ることに腐心する一方で、立場に縛られず、自分を貫き、自由に生きたとのことで、きっと皆さんを明るく元気にするドラマになるのではないかと期待しているところでございます。そして、このニュースが、山形、そして地元上山市の観光・関係人口の創出につながるように、私も引き続き頑張っていきたいと思っております。

しかしながら、このような機会は一過性に終わってしまう可能性が高いため、継続して、にぎわい創出など、まちづくりを行っていかねばなりません。その継続には、やはり若い人たちがが必要です。若い人たちが中心になってまちづくりを進めていく、そしてそれをつないでいけば、きっと楽しく活気あふれるまちになります。そのような思いを込めて、一問目から順次質問させていただきます。

初めに、持続可能なまちづくりに向けた人材育成について伺います。

「令和四年度 若者の県内定着・回帰の促進に向けた県外進学者の県内企業への就職に係る実態調査」によると、県内企業への就職やＵターン意向の調査の結果、「県内」三二・六％、「県内・県外の両方」二九・八％で合計六二・四％。その中で、県内での就職を希望する理由として、「地元が好きだから」七三・九％、「地元での生活に慣れているから」六一・四％、「地元に貢献したいから」四五・五％となっております。

さらに、Ｕターンに必要な条件・環境として、「志望する仕事・職種に就ける」六六・七％、「給料や手当、各種休暇など福利厚生が充実した就職先が多くなる」六六・七％、「まちに活気がある」四五・八％となっております。

つまり、この調査から、地元のために何かしたい、まちに活気が欲しいという若者が半数近く存在することがうかがえます。言い換えれば、若者が地元と積極的に関わる、また、関われる場を提供し、まちづくり活動に参加し、まちに活気が出てくれば、若者が地元に戻るきっかけになり得るとも言えるのではないのでしょうか。

今、上山市では、同世代とつながる若者向けの地域づくりコミュニティ「かみのやま若者つながりナイト」やPR番組「かみのやま若者しゃべりナイト」を市民の若者が企画、二〇二四年から続けられています。

これは、「繋がり、できるを生み出す場」として、同世代の仲間や新しいつながりが欲しい、地域で何かやってみたい、地域活動やイベント企画に挑戦してみたいなどの思いを持った若者などを中心に、高校生や大学生など十六歳から三十歳を対象に集まり、月二回の定期開催、定期開催以外にも、これまで、ワークショップや上山市を題材にした謎解きイベント、たき火を囲んで語り合うイベントなどが開催されており、若者同士の交流を深めています。たまに年齢を超えて参加することが可能なイベントも開催され、多世代の交流も図られています。

実際に、イベントへの参加をきっかけに、まちづくりに興味や参加の意向を示す若者もおるようで、今後のまちづくりの担い手づくりにつながる活動として、私も大いに応援しているところです。

しかし、このような事例はまだ少なく、一つの参考例として、令和五年三月に出された「仙台市若者のまちづくり活動に関する意識調査報告書」によれば、まちづくり活動への参加に対して、「興味・関心がある」が八割近くと高く、また、関心のある分野では、「地域活性化・まちおこし」が高くなっているものの、まだ参加した経験がないと回答した方が約七割という結果となっていました。一つの結果ではありますが、いかにまちづくりに参加を促しているのか、それに向けた取組が非常に大事になってきているということは間違いなく言えるのではないのでしょうか。

まちづくりに終わりはありません。まちづくりへの若者の参画は、持続可能な地域社会の構築に不可欠な戦略的な要請であり、若者の地域参画やまちづくり活動、そして、それを支えるまちづくり人材の育成は、地域経営の根幹をなす戦略的投資と考えます。

やはり、まちの魅力を発信し、持続可能なまちづくりを行うには、若い人たちが中心となっていくことが重要だと考えますので、今後の持続可能なまちづくりに向けた人材育成についてどのように取り組んでいくか、産業労働部長にお伺いいたします。

次に、住宅における耐震化の促進について伺います。

本県の共同住宅を含む住宅全体の耐震化率は、令和五年度の数値で八五・七%となっております。今年三月に改定された山形県建築物耐震改修促進計画では、令和十七年度の耐震化率の目標は九五%であり、約一〇%上げる必要がありますが、現状を見ると、ここ五年の伸びは二・四ポイントにとどまっており、耐震化が少し停滞してきている状況です。

さて、令和六年一月一日に発生した石川県能登半島付近を震源とするマグニチュード七・六、最大震度七の地震では、家屋倒壊や土砂災害、津波等により死者が二百人を超えるなど、甚大な被害が発生しました。犠牲者の約九割が倒壊死と言われています。能登半島の珠洲市、能登町、輪島市の約六割が旧耐震基準の住宅であり、これが被害拡大の要因とも言われています。

他の大規模地震でも、倒壊建物、特に家屋の下敷きによる直接死が多くなっています。また、倒壊家屋等が道路を寸断し、地震による火災の消火活動の妨げになるなど、さらなる被害拡大につながるおそれもあります。

政府の地震調査委員会によると、本県にある活断層により想定される地震のマグニチュードは、阪神・淡路大震災を上回ると見込まれており、今後三十年以内の発生確率が高いグループに属しています。県内の旧市街地などでは、道路も狭く、木造住宅の密集地域では道路に接していない住宅も存在している地域もあり、一たび積雪の多い時期に大規模な地震が発生すれば、能登半島地震のように被害が拡大することは容易に想像できます。

一方で、耐震改修が進まない理由として、高額な改修費用が挙げられます。確かに耐震改修には二百五十万円から三百万円程度の費用がかかりますが、改修せずに全壊・半壊した場合の建て直しと比べれば、かなり少額の負担と言えます。また、現在の人件費や物価高騰の状況を鑑みれば、今後さらに費用がかかることが予想されます。住宅の耐震化の促進こそ、早期の復旧復興に資する先行投資であることを県民に知ってもらうことも重要です。

住宅の耐震化が進んでいる高知県黒潮町では、従来に比べ安価に耐震性能を上げる工法について戸別訪問による説明を実施し、さらに、耐震診断済みの方へは、改修設計以降へ進んでもらうため、ダイレクトメールによる啓発なども行っているとのこと。

愛知県では、市町村や建築士会等の専門家、さらに地域ボランティアと連携して戸別訪問し、耐震診断や改修等を促すローラー作戦も行っています。

本県においても、耐震化率の目標達成に向け、市町村を含めた官民連携による普及啓発活動が重要であります。例えば、建築団体や地元の建築士等の専門家、工務店、そして地域の自主防災組織等と連携を密にし、耐震の必要性や近年普及し始めている低コスト工法についての勉強会や、耐震改修事例を紹介するコンペの開催、自主防災組織の研修や戸別訪問に専門家に同行してもらうなど、普及啓発活動のさらなる強化を図り、機運を醸成することが必要ではないのでしょうか。

県として、耐震化のさらなる促進のためにどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

次に、市街地等への熊出没に対する対策について伺います。

今年の熊目撃件数は、六月十四日までで四百二十八件、過去最高と言われた昨年同期を百三十一件も上回り、昨年同期の約一・四倍となっています。さらに、市街地での件数は百六十件、昨年同期比では百九件増の三・一倍、特に五月には六十五件と大幅に増えている状況です。また、人身被害も起きており、五月には死亡事故も発生してしまいました。

このように、本県では、毎日のように熊の目撃情報があり、市街地での目撃情報も多数見受けられます。特に五月以降から目撃件数が増加傾向にあることから、さらなる注意喚起、出没対策が必要であることは言うまでもありません。

このような中、令和七年から緊急対応として、河川のやぶの刈り払いや林縁部緩衝帯整備、不要果樹の伐採等への支援、管理の観点での生息調査等の情報収集も行われています。これらの対策のほか、市町村と連携した中間支援組織などの検討もされていますが、まだまだ対策が必要で、住民の不安は募るばかりです。

市街地への出没に関しては、河川沿いを潜伏しながら移動し、生活域へ侵入していることも多く、支障木の伐採等も含めた河川流域の整備に早急な対応が求められるほか、緊急銃猟制度に係るハンターの育成と訓練に対する支援、ガバメントハンター配置の育成と支援、児童生徒に対する出前授業や地域住民向けの勉強会など、さらなる対応が求められています。

熊の目撃件数が急激に増加している状況下、長期的・短期的な解決策が必要であります。現状、市街地への出没や人的被害も出ている中、熊出没に対しスピード感を持って対応していかなければなりません。特に、市街地における熊出没対策について、さらなる充実が必要と考えますが、今後の取組について、環境エネルギー部長にお伺いいたします。

次に、小規模・家族経営農家に対する営農継続に向けた支援について伺います。

今年も村山地域ではサクランボに霜被害が発生し、特に小規模農家等に多く見受けられました。この要因の一つとして、後継者不足等で霜や高温障害に対する対応が難しくなっていることも考えられ、実際、このような自然災害に対応して農地を維持していくのに対し、やや諦めに近い声もお聞きしているところであります。

サクランボ等の出荷元の多くは、小規模や家族経営の農家であります。山形県の誇るサクランボ、ラ・フランス、ブドウ、リンゴ等の果樹産業は、急激な気候変動や担い手不足により、かつてない危機に直面しており、特に、これまで地域の果樹生産を支えてきた小規模・家族経営の農家が「もう限界だ」と農業を諦めてしまうことを防ぐことは、地域経済や景観を維持する上で、待ったなしの課題であります。

サクランボでは、近年、春の天候不順による結実不良や高温等で双子果やうるみ果などが発生し、収穫量が激減することで、果樹農家にとって大変大きな打撃となりました。私の地元上市市内の農家さんからは、令和七年産の収穫量は例年の半数以下で、お客さんの注文を断らざるを得ない場合も発生したと聞いております。さらに、今年は、物価高騰による買い控えなどということも心配されているようです。

サクランボ、ラ・フランス、ブドウなど、本県の果樹産業は地域経済を支える根幹であります。近年の状況は「異常」が「日常」となりつつあり、毎年のように発生する春先の凍霜害、そして夏季の記録的な猛暑・少雨による品質低下や樹勢の衰えなど、これらは農家の努力や自助としての技術だけでは到底カバーできないレベルに達している状況と言えます。先ほど述べたように、小規模農家や家族経営農家には高齢農家も多く、諦めの声もあり、こうしたことに対する危機感は、皆さんも同様の認識ではないかと思っております。

現在、こうした課題に対し、本県でも様々な対応をしているところであります。その一つでもある大規模化や法人化、スマート農業の推進は、長期的に取り組む課題ではありますが、現状、本県の果樹農家の土台を支えているのは、長年培った技術を持つ多くの小規模・個人農家です。気候災害に直面し、資材や燃料が高騰する中で、もうこれ以上は続けられないと、高齢化等を理由に営農意欲を失い、廃業を考える農家が増加していることも考えれば、支援を活用してもらえよう周知を図らなければなりません。

しかし、まだまだ農家の皆さんからは、営農継続に対する助成等に関し、「情報不足」や「利用しにくい」などという声もお聴きしている状況です。このような状況が続けば、営農を諦めるか、後継ぎをしないなど、後継者不足に拍車をかける可能性があるのではないかと危惧しているところであります。

今ある小規模・家族経営農家の生産能力をできる限り維持し、収穫量が落ちないように手入れをしっかりとサポートすることで、基幹産業であり特産品でもある果樹を守り、農家を守っていくことにつながっていきます。そして、できる限り収入を維持し、次世代につないでいくことが、本県のブランドを守り、ひいては山形県・日本の農業を守っていくことにもつながっていきます。

このような果樹の小規模・家族経営農家に対する営農継続に向けた支援についてどのように取り組んでいくか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、中山間地域等における水路の維持・保全に対する県の対応について伺います。

昨年、高温少雨となり、特に七月は記録的な少雨で、水不足等により出穂期近くの田んぼでは渇水状態、一部ひび割れなどが発生し、稲の生育に大きな影響を及ぼしました。今年も村山地域の一部の農業用ダムでは、現時点で雪不足により貯水率が低い状況もあるとのことで、今年も高温少雨になれば、水不足も懸念されているところです。

また、昨今は、農業者の高齢化や遊休農地等の関係で、その下流にある田んぼの取水に影響が出ているとのことです。これは、開水路の管理に関して、現在は土地改良区や各地区等の水利組合等が地域での水路の管理を行っていますが、特に水利組合等では、高齢者や、所有者であるものの実際稲作をやっていない人などの増加により、その維持が難しくなっていることによるものです。

上流にある田んぼで遊休農地等があれば、その開水路は管理されなくなり、草等で水が流れにくい状況で、下流の耕作地に影響が出ているとの声もあり、結局は下流の方々が水路を管理せざるを得ない状況にもなっているとのことです。

現在、高齢化などにより米農家が減少傾向にある中、このような状況や負担が続けば、米作りをやめてしまう農家がさらに増えてくるのではないかと考えられます。そうすれば、ますます水路の管理もできない状況となることでしょう。中山間地域でも、今後の高齢化等を考えれば、同様なケースも想定されると考えています。

現在は、中山間地域等直接支払制度を受けて、水路の管理等を各地域で行っております。将来、高齢化や人口減少等により上流の田んぼが維持できないところも出てきたときに、同様にその下流の田んぼにも影響が出る可能性も考えられます。

このような事態に対応するため、現在は、農地の集積・集約化、大区画化などによる圃場整備事業が推進されておりますが、圃場整備事業は完成まで長い年月がかかりますので、その間も、集落間の連携を今まで以上に図った上で、水田を維持していく必要があります。

そのような観点から、中山間地域等における水路の維持・保全についてどのように考え、取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、県立高校の魅力化に関するこれまでの取組の成果と今後の取組について伺います。

授業料の無償化が進展する中、公立高校は安価な進学先から転換し、「選ばれる公立高校」として、私立高校との差別化・魅力化を図っていく必要に迫られています。

政府は、二〇四〇年頃を見据えた高校教育に関するグランドデザインを示しましたが、本県公立高校は、令和八年度入学選抜における最終倍率が〇・七七倍となるなど、定員割れが深刻化してきております。さらなる少子化の中、選ばれるための公立高校となるためには、魅力化は必要不可欠であり、スピード感を持って取り組む課題であります。

私は、公立高校の魅力化の鍵は、公立高校が持つ「公益性」にこそあると考えています。つまり、観光、農業、商業、工業などの特定の分野に特化し、課題解決型学習を通して、地元自治体・産業界の要請に応えながら、産官学連携して地域課題解決に取り組んでいくことが大切で、社会直結型のカリキュラムは、公立高校ならではの魅力として提供できる教育だと思っております。

私の地元上市市で取り組まれているランドバンク事業は、官民連携して地域に点在する空き家や遊休不動産を集約して再生し、地域資源として生かしていこうという取組であります。ここに地元の県立上山明新館高校が関わり、生徒が現地調査や活用のアイデアづくり、地元住民との交流、空き店舗を活用したイベントなどを行っている点が大きな特徴であります。教室だけでは得られない実践的な学びにつながると同時に、地域の課題解決にも貢献しており、こうした取組は、高校の魅力化と地域づくりを一体で進める好事例と言えるのではないのでしょうか。

また、ランドバンクには、行政はもちろん、不動産・宅建業者、建築士会や建築業者、大学、空き家活用に取り組む店舗事業者など、数多くの関係者が関わっておりますが、こうした地域の関係者から協力的に受け入れられているのも、公立高校ならではのことだと言えます。

実は、この取組を続ける中、卒業生の一人が、一問目に話しました同世代とつながる若者向けの地域づくりコミュニティ「かみのやま若者つながりナイト」を企画しており、まさに若者が取り組む地域づくりにつながっております。

県は、今後十年間を見据えた県立高校の在り方を示す県立高校未来創造ビジョンを策定したところでありますが、これに基づき、今後の高校再編に向けた検討に着手するところと聞いております。

県内には、紹介した県立上山明新館高校の事例をはじめ、公立高校ならではの地域に根差した魅力あるカリキュラムを提供し、成果を上げている事例がありますが、これらの成果を総括し、次につなげ、官民連携した魅力化を図っていくべきと考えます。また、その中においては、独自の探究学習や、地域連携の強化のため、地元企業の技術者等から授業への参画、講師等として積極的に授業を行ってもらうなどの取組も必要と考えます。

これまでの公立高校の魅力化に向けた取組の成果をどのように捉え、今後に向け、「選ばれる公立高校」とするた

めに、その成果をどのように継承し、さらなる魅力化を図っていく必要があると考えているか、教育長にお伺いいたします。

最後に、特殊詐欺被害防止に向けた取組について伺います。

特殊詐欺の被害状況は、令和八年五月末現在で八十四件、前年同期の六十六件と比較して十八件増加しており、また、過去三年間の認知件数と被害額では、令和五年が八十九件、五億九百八十三万円、令和六年が百六十五件、八億五千九百十二万円、令和七年が百七十五件、十億八千六百四十三万円であり、二年で倍増している状況です。年代別の被害状況を見ても、必ずしも高齢者だけではなく、四十代、五十代の被害も比較的多くなっており、事業者が被害に遭った事例もあります。

被害防止のためには啓発活動が重要であり、事業者も顧客や従業員の被害防止に取り組むべきと考えます。比較的大きい企業は、体力も情報もあり、対策を講じることができますが、従業員の少ない小規模事業所や個人事業主ではなかなか進んでいないのが現状で、特殊詐欺の手口が複雑化・巧妙化する中、事業者による被害防止に向けた啓発活動を強化していかなければなりません。

私自身も、被害防止対策として、国際電話等をブロックできる警察庁推奨アプリをダウンロードして活用しているところですが、こうした対策を広く県民に普及促進するため、さらなる啓発活動の推進と拡大が必要です。SNSや紙媒体での広報等が現在行われているところですが、まだまだ周知不足であります。

そこで、例えば、商工会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所や業界団体等様々な団体と連携し、講習会や広報する場を設け、さらなる啓発活動を行うべきと考えます。加えて、各団体の総会等や集会において、共通の動画やパワーポイントなどを使つての放映、さらには、マンパワーを補うため、各団体の役員や地区の代表などが簡単な説明をできるように育成することで、さらなる周知徹底を行えるのではないのでしょうか。

スピード感を持って特殊詐欺の被害防止策を進めるには、各種団体との連携などを行うべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくか、警察本部長にお伺いします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

相田環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（相田健一君） おはようございます。小松議員から私に市街地等への熊出没に対する対策について御質問ございましたので、お答え申し上げます。

市街地での熊の目撃件数が前年の三倍に上っていることにつきましては、生息域が人里近くまで拡大しているというもののほかに、県民の皆様の意識の高まりによる通報の増加と、通報を受けた市町村において、今年から運用を開始した目撃情報アプリにこれまで以上にきめ細かく情報を入力し、注意喚起の強化を図っていることも要因の一つと考えております。これにより市街地における人身被害の防止につながることを願ってやみません。

県では、昨年十一月に策定した「山形県版クマ被害対策パッケージ」に基づき、この春には熊の春季捕獲を、山の雪解けが早くなっていることを踏まえて三月に前倒して実施し、捕獲を強化することといたしました。また、今ほど申し上げましたスマホアプリによる迅速な目撃情報の提供、新聞広告やSNSを活用した広範な注意喚起、学校や地域の勉強会への専門家派遣など、熊の活動の活発化に備え、対策を強化してまいりました。

河川につきましては、県管理河川のやぶの刈り払いを進めるとともに、実際にやぶの刈り払いが効果的なものになっているかということを検証するために、刈り払い箇所の選定につなげるためのAIカメラを活用した侵入経路等の把握・分析を行う予定としております。

さらに、このたびの補正予算では、地域が行うやぶの刈り払いや不要果樹伐採を支援するため、予算の大幅な増額を提案させていただいたところであり、熊の市街地等への出没抑制に向けた取組を強化してまいります。

その上で、実際に市街地に出没したときの対応につきましては、昨年度、OJTの実施等により麻酔銃取扱者を県内で一名だったところから三名に増員いたしまして体制強化を図るとともに、県警との連携によるタスクフォース派遣等、市町村の緊急銃猟の円滑な運用を支援してまいりました。

さらに、今年度は、市街地対応に必要な装備品の購入や、猟友会員のパトロール実施時の報酬への補助に加え、今後、県警や関係機関と連携し、複数の市町村で緊急銃猟の訓練を実施する予定としております。

加えて、昨年の人身被害は、十三件のうち八件が農地・農村集落で発生しております。熊の餌となる農作物がある農地等への侵入防止対策が引き続き重要であり、市町村や猟友会のマンパワーも限られている中、将来にわたり地域に対する持続可能な支援体制の構築が必要となっております。そのため、現在、市町村と連携し、専門人材やノウハウ等を集約・共有する中間支援組織の設立に向けて準備を進めているところです。

引き続き、県民の安全安心の確保を最優先に、緊張感を持って取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 遠藤産業労働部長。

○産業労働部長（遠藤和之君） 私からは持続可能なまちづくりに向けた人材育成についてお答えを申し上げます。

まちづくりは、地域に住む人々が将来にわたり安心して暮らせる地域社会を維持・発展させていくための総合的な取組です。その中において、地域の暮らしや経済を支える中心市街地とその中核を担う商店街の活性化は、非常に重要な要素であると捉えております。

一方で、商店街におきましては、店主の高齢化や後継者不足による空き店舗の増加、郊外型大型店の出店、ネット通販の普及による顧客の流出などにより、地域コミュニティの衰退やまちの活力低下が課題となっております。

そのため、県では、これまで市町村と協調して、商店街のにぎわいづくりのため、商店街が実施する集客のためのイベント開催等への支援を行ってまいりました。

昨年度は、地元の魅力を再発見するスタンプラリーや、空き家を活用したオープンカフェの試行的な営業などの若者が主体となった取組を後押ししたところであります。あわせて、幅広い世代が交流できる拠点施設を高校生と地域住民が協働で整備する取組を支援し、地域の方々が気軽に來て交流する場として継続的に活用されている事例も生まれました。

これまでの取組を通して、まちづくりには、地域活動に関心を持つ若者や地域の方々がつながり、一過性の関わりだけで終わらない仕組みづくりが大切であると考えております。そのため、今年度は、市町村の枠にとらわれず、若者、商店街、まちづくり関係者がつながる機会の創出や、具体的な活動実践への支援を通して、まちづくりを担う人材の育成を進めていくこととしております。

五月に実施しました「まちづくり人材育成セミナー」では、高校生や大学生などの多くの若者、商店街関係者、市町村職員等が参加し、若者が地域でやってみたいことをテーマにグループディスカッションを行い、世代や地域の枠を超えて様々な意見交換が行われました。六月下旬に開催する二回目のセミナーでは、若者自身が住む地域の現状や課題とその解決に向けてワークショップを実施するとともに、そこで検討した取組の実践を通して、若者が継続的に商店街の活性化に関わる契機としていきたいと考えております。

県といたしましては、引き続き、市町村との連携を密にし、若者と商店街とをつなぐ取組を積み重ねることで、若者の参画を促し、地域の将来を担う人材を育成するとともに、持続可能なまちづくりの実現につながるようしっかりと取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 私には二つの御質問をいただきましたので、順次お答えしたいと思います。

初めに、小規模・家族経営農家に対する営農継続に向けた支援についてお答えいたします。

本県の果樹生産は、生産者の高齢化や後継者不足による栽培面積の減少が大きな課題となっております。また、果樹の規模別の経営体数を見ますと、栽培面積が五十アール未満の経営体が全体の五五%を占めており、規模拡大が進めにくい果樹では、こうした家族経営の小規模農家の営農継続が栽培面積を維持していく上で重要であると考えております。

しかしながら、近年は、頻発する気象災害による生産の不安定さに加え、資材高騰が続く中で、営農継続に必要な収益を十分に確保できないことで、後継者のいない小規模農家を中心に、施設や機械の更新を諦め、営農継続を断念するケースが増えております。そのような生産者の方には、果樹産地の維持のため、できる限り長く営農を継続してもらえ支援に加え、それでもリタイアせざるを得なくなった際には、新たな担い手に円滑に園地を継承できる環境を整えていく必要がございます。

こうした果樹産地が抱える課題を解決するため、サクランボでは、今年三月に「山形県さくらんぼ産地再生ビジョン」を策定し、今年度から令和十年度までの三年間を重点取組期間とし、営農継続、樹園地や技術の継承などに、オール山形の体制で集中的に取り組んでいるところでございます。これはサクランボに限ったことではなく、全ての果樹に共通した取組として進めていくこととしております。

営農継続に向けた具体的な支援としては、規模拡大が難しい小規模農家でも、生産性の向上や生産コストの低減が図られるよう、昨年度から、果樹生産に不可欠なスピードプレーヤーの更新、さらに今年度からは、ハウスの再整備や高所作業台車等の省力化が図られる機械の導入を支援する補助制度を創設しているところであります。

こうした県独自の取組に加え、今月三日には、令和九年度の政府への施策提案として、営農継続に必要な施設・機械の再整備や改修を支援する新たな制度の創設を要望したところでございます。

県としましては、生産規模の大小にかかわらず、果樹生産に意欲的な農業者が収益性を確保し、経営の維持、さらには拡大が図られるよう、国庫補助事業とそれを補完します市町村と協調した県独自の補助事業を組み合わせながら、きめ細かな支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員からありましたように、補助事業をより多くの小規模・家族経営農家が活用できるようにするためには、

丁寧な事業の周知が不可欠ですので、県はもとより、受付窓口となる市町村や相談先となるＪＡ等農業団体と連携しながら、これまで以上に補助事業の情報提供を強化してまいりたいと考えております。

次に、中山間地等における水路の維持・保全についてお答えいたします。

農業用の水路は、用水の確保はもとより、土砂流出の防止、自然環境の保全など、地域農業にとって極めて重要なインフラであり、水路の維持・保全は地域を挙げて取り組むべき課題と考えております。

上流側の水田が荒廃し、水路が維持・保全されていない地域では、下流側の水田における通水や取水に支障を生じることになります。このような地域では、下流側の農業者が上流側も含めた水路の草刈りや泥上げ等を行わざるを得ない状況となっております。

議員の御質問にありましたように、圃場整備は、水路の維持管理を容易にする有効な手段ではありますが、地域の合意形成、農地の権利調査、さらには設計、工事などで、完成までには十年以上の長期間を要します。このため、当面の対策として、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の活用により、農業者のみならず、地域全体で水路の維持・保全をする活動を推進しているところであります。

令和七年度における多面的機能支払制度は、七百九十五組織、八万三千八百七十ヘクタールとなっております、県全体の耕地面積の約七〇％で活用されております。中山間地域等直接支払制度は、四百三十一組織、八千四百九十四ヘクタールで、対象農地の約九〇％で活用されております。

しかしながら、中山間地域では、人口減少や高齢化の進行が著しいことから、中山間地域等直接支払制度等の活用やこれまでの活動組織だけでは、水路等の維持・保全が困難な状況が見られております。

こうした状況を受け、政府では、中山間地域等直接支払制度の要件緩和が検討されております。具体的には、制度を活用する組織が、傾斜が緩く要件に該当しない区域の水路を含めた、より広範囲な保全活動も交付金の対象となるよう見直しを進めていると聞いております。この見直しが実現すれば、上流側と下流側の農業者が一体的に活動できる仕組みが構築され、中山間地域の水路が適切に維持・保全されるものと期待しているところでございます。

現時点では、制度変更の詳細が明らかになっておりませんので、県では、政府における検討状況を注視しながら情報収集を行い、その情報を市町村への確に提供するとともに、制度の見直しに合わせて研修会や説明会を開催するなど、制度活用を呼びかけてまいりたいと考えております。

県としましては、あらゆる支援策を組み合わせながら、中山間地域の水路の機能が将来にわたり維持・保全されるよう、現場の実情に合った支援にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 永尾県土整備部長。

○県土整備部長（永尾慎一郎君） 住宅における耐震化の促進についてお答え申し上げます。

住宅の耐震化は、地震による被害から県民の皆様の生命と財産を守る上で極めて重要な取組であると認識しております。

県ではこれまで、市町村と連携し、戸別訪問による簡易耐震診断や自治会向けの出前講座などにより、耐震化の重要性について普及啓発を進めるとともに、耐震診断や改修工事に対する財政支援も講じるなど、住宅の耐震化に向けて総合的に取り組んでまいりました。

こうした取組の結果、これまで約二千三百件の耐震診断の実績を上げておりますが、一方で、改修工事まで至ったものは、そのうちの一五％程度、約三百六十件にとどまっております。

このような耐震工実施の伸び悩みの要因を探るため、耐震診断を行った方々に対してアンケートを実施しましたところ、改修工事に至っていない方の多くが高齢者世帯であり、高額な工事費用により改修に踏み切れないことが最大の理由となっていることが明らかとなりました。

こうした課題を踏まえ、この三月に改定しました山形県建築物耐震改修促進計画では、従来の取組に加えて、耐震改修費用のさらなる負担軽減に向けた新たな対策を盛り込み、今後重点的に展開することとしております。

具体的には、今年度から耐震改修補助の上限額を最大百二十万円から百四十万円に拡充するとともに、耐震改修工事に要する費用を従来の半分程度までに抑えられる低コスト工法の普及を進めてまいります。

この低コスト工法は、床や天井を壊すことなく補強を行う新たな工法で、住みながら施工が可能であり、工期も短いことから、仮住まいなどの必要もなく、高齢者はもとより、住宅所有者の経済的負担に加え、精神的・身体的な負担軽減の効果が期待されます。

この新たな工法を今後普及させていくためには、工法に精通し、住宅所有者の個々の事情に合わせた改修方法の提案ができる技術者の育成が鍵となってまいります。今年度より地元工務店などを対象にした講習会を実施し、専門人材の育成を図ってまいります。

県としましては、引き続き、戸別訪問や出前講座などを通じて、耐震化は被災後の早期の生活再建に資する先行投資であるとの意識の醸成を図りつつ、これらの新たな取組により耐震化をはじめとする住宅の地震対策を着実に進め

てまいります。

○議長（田澤伸一議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 私には県立高校の魅力化について御質問をいただきましたので、お答えいたします。

県立高校には、各地域に配置された多様な学校や学科において、本県の幅広い産業分野や地域社会の未来を担う人材を育成するという役割があり、そのために、社会の変化に対応して主体的に課題解決を図る資質・能力を身につけられる教育を実践し、充実させていくことが県立高校の魅力化につながると認識しております。

その一環といたしまして、県教育委員会では、令和五年度より県内全ての産業系高校を対象として、フューチャープロジェクトを立ち上げ、各学校と産業界、大学、自治体等が連携協力し、課題解決型の学習に取り組んでまいりました。

例えば、上山明新館高校では、議員から御紹介のあった商業科生徒によるランドバンク事業への参画のほか、農業科の生徒が地元農園の協力の下、試行錯誤しながら食用花として栽培したビオラを加工したビオラパウダーを用いまして、地元菓子店と共同で美しい紫色のスイーツを開発したという事例もございます。

これらの取組を通して、生徒には、学校の学びを社会貢献に生かそうという意欲が高まり、地域産業界側にも、将来の担い手育成のため、産業系高校を支援しようという機運が高まっているとの報告を受けております。

このような中、今年二月に文部科学省から「高校教育改革に関する基本方針」、いわゆるグランドデザインが示されまして、各都道府県において、その改革を推進するための三類型の先導拠点校を選定することとされました。

県教育委員会では、類型一の「専門高校の機能強化・高度化」として米沢鶴城高校及び新庄庄室産業高校を、類型二の「普通科改革による特色化・魅力化を通じた理数系人材の育成」として山形東高校を、類型三の「地理的アクセス・多様な学びの確保」として庄内総合高校を申請しており、六月末に採択の可否が公表されると聞いております。

このうち、類型一の二校においては、これまでフューチャープロジェクトで培ったノウハウや連携体制を土台として、採択校に対する政府の財政支援も活用しながら、最新の機材等を備えた施設を整備するとともに、企業人講師による授業や大学と連携した高度な研究を行うなど、さらなる魅力化を図っていく計画としております。

県教育委員会といたしましては、これらのことを通じ、県立高校ならではの特色化・魅力化を図り、より多くの子供たちが県立高校を目指し、地域等と連携した実践的な教育を通して、将来、地域社会や産業界で活躍できる力を身につけられるよう取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 水庭警察本部長。

○警察本部長（水庭誠一郎君） 特殊詐欺の被害防止に向けた各種団体との連携についてお答え申し上げます。

県内では特殊詐欺が猛威を振っておりまして、議員御指摘のとおり、被害件数、金額とも、昨年中に加え、本年五月末においても対前年比で増加するなど、大変厳しい状況にあります。また、個人のみならず、事業者を狙った手口も見られ、犯行がより一層悪質化・巧妙化しているところでございます。

こうした中で、特殊詐欺の被害を防ぐためには、県民に最新の手口を周知し、被害に遭わないための備えをしていただく必要があろうかと思っております。

県警察では、広く県民に被害防止を呼びかけておりまして、その中で、事業者、学校等の各種団体にも、資料の提供や直接訪問しての講話などを通じて注意喚起を行っているところでございます。

一部の団体や企業とは協定などを締結しての取組も行っておりまして、当県警の生活安全部におきまして、令和元年以降、合計五十二件の協定などを締結しているところでございます。

一例として、昨年九月には、県警察、山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会の三者で、相互に連携して特殊詐欺の被害防止対策に取り組み、安全で安心な地域社会を実現することを目的とした「特殊詐欺等による被害抑止のための協力に関する協定」を締結いたしました。同協定に基づき、県警察から各団体を通じての会員事業者へのタイムリーな情報展開に努めておりまして、会員事業者の皆様においては、社員や顧客への注意喚起に御活用いただくようお願いをしているところでございます。

また、令和四年一月から、事業者向けにメールによる防犯情報の発信を行っております。本年五月末時点で約二千三百の事業所や学校などが登録されておりまして、特殊詐欺等の手口のほか、特定の業種を狙った犯罪が発生した場合には、個別の注意喚起も行うこととしております。

特殊詐欺の被害抑止には、警察による取組に加えまして、各種職域・団体を通じた周知啓発が不可欠と考えております。このたび、知事部局において、六月の補正予算案に、新たに幅広い機関・団体の参画による特殊詐欺被害防止に向けた県民運動を展開する事業を計上しておりますので、県警察としても共に取り組んでまいります。その中で、県民により強く訴えかけ、防犯意識を高めて具体的な備えや抑止行動につながるよう、分かりやすく使いやすいコンテンツの提供など、工夫をしてまいります。

こうした取組も含め、引き続き、特殊詐欺の被害を抑止するため、様々な団体との連携拡大に努めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 二分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

五番松井愛議員。

○五番（松井 愛議員） おはようございます。県政クラブの松井愛でございます。

本日、傍聴席には、山形市立大郷小学校の子供たち、そして保護者の皆様がお越しくださっております。先週土曜日の学習参観の代休という貴重な休日を利用して、こうして県議会に足を運んでいただきましたことに心より歓迎と感謝を申し上げます。これからの未来を担う子供たちに県政の議論を肌で体感してもらうことは、開かれた議会を目指す上で大変意義深いことであります。

さて、本日お越しの児童の皆さんはもちろん、私たち山形市民が未来へとつないでいくべき大変喜ばしいニュースがございます。先ほど小松正和議員も言及されておりましたが、本県が誇る歌人であり精神科医でもあった斎藤茂吉と、その妻輝子の生涯が、NHK朝の連続テレビ小説で描かれることが決定いたしました。

茂吉が幼少期に通った金瓶小学校は、後に統合され、現在は山形市立蔵王第二小学校となっておりますが、今なお、その周辺をはじめ、ゆかりの地には多くの歌碑が建立されております。このように、身近な歴史の中に茂吉の足跡が息づいていることは、山形市民としても大変喜ばしく誇らしい限りであります。

また、本県の文化基本条例の前文には、茂吉が故郷をたたえて詠んだ三つの短歌が掲げられており、吉村知事自らも茂吉の歌碑を建立されるなど、その精神は今も私たちの誇りとして深く根づいております。

県政百五十周年という歴史的な大きな節目を迎えた今年、茂吉ゆかりの地を巡る文化ツーリズムが生まれ、観光振興と文化発信の起爆剤となること、そして、時代を先取りし前向きに自分らしく生きた茂吉の妻輝子の姿が、現代の女性を力強くエンパワーメントしてくれることを強く期待するとともに、次の百五十年に向けた本県の発展を心から願い、質問に入らせていただきます。

初めに、二つのユネスコ創造都市を活用した本県観光の広域周遊の推進に向けた取組について伺いいたします。

「ユネスコ創造都市」とは、文化や創造性を核とした持続可能な都市づくりを目指すユネスコ・国際連合教育科学文化機関が創設した国際ネットワークの加盟都市です。二〇〇四年に創設された制度で、クラフト＆フォークアート、デザイン、食文化などの八つの認定分野があり、本県には、二〇一四年に食文化分野で日本初の認定を受けた鶴岡市と、二〇一七年に映画分野でこちらも日本初の認定を受けた山形市という二つのユネスコ創造都市があります。同一都道府県内に二つの創造都市を有するのは、全国でも本県と北海道、兵庫県のみであり、本県のポテンシャルの高さを象徴していると考えます。

鶴岡市は、出身の作家藤沢周平が、仮想の藩、海坂藩を舞台にした時代小説など、庄内の豊かな食をとっても魅力的に描写したように、たくさんの海の幸、山の幸に恵まれた食の宝庫であり、また、その風土に息づいた精神文化と結びついた独自の食文化があります。そうした食文化を生かしたまちづくりの実現に向け、鶴岡の「食」の魅力を発信し、国内外との交流を図りながら、ガストロノミーツーリズムの推進など様々な取組を進めています。

また、山形市は、映画を軸に、多様な文化資産を結びつけたまちづくりを推進していくこととしており、中でも山形国際ドキュメンタリー映画祭は、単なる映画の祭典や観光イベントではなく、世界各地に「山形ファン」とも呼ぶべき人々のネットワークを築いてきました。

隔年で開催される映画祭の閉幕時には、世界中から集まった人々が「また山形で会いましょう」と言葉を交わし、それぞれの国や地域へ帰っていきます。映画祭をきっかけに山形を訪れ、その後も繰り返し来県される方々、映像文化を通じて山形とつながり続ける方々、さらには海外において山形の魅力を発信してくださる方々など、その関わり方は実に多様であります。こうした姿は、まさに本県が誇るべき関係人口の理想的な姿そのものであります。

近年は、単なる名所旧跡の見学にとどまらず、その土地ならではの文化や暮らしを体験する「コト消費」への関心が高まっております。また、欧米豪を中心とした高付加価値旅行市場においても、地域固有の文化や食、そこに息づくストーリーを求める傾向が強まっております。

鶴岡市に受け継がれる食文化、そして山形国際ドキュメンタリー映画祭を核とした映像文化は、それぞれ国内外から高い評価を受けており、近年の観光ニーズとも高い親和性を有しております。

こうした中、本県は、米国「ナショナルジオグラフィック」誌が発表した「二〇二六年に行くべき世界の旅行先二十五選」に日本で唯一選出されるなど、世界的な注目を集めております。この好機を捉え、世界的観光地を目指し、

受入れ環境整備を進めていくことはもちろんのこと、食と映画という二つのユネスコ創造都市の強みを生かさない手はないものと考えます。

本県には、食文化や映画に加え、豊かで多様性に富んだ自然や、各地で連綿と受け継がれてきた精神文化、伝統芸能等の誇るべき資源が豊富にあります。例えば、映画祭をきっかけに国内外から本県を訪れた方が、食文化を含め本県の誇る資源に触れ、一日でも長く滞在し、そして何度も本県においでいただくことができれば、観光・交流人口の拡大や観光消費額の向上につながることは間違いありません。

鶴岡市と山形市、この二つのユネスコ創造都市を線でつなぐだけではなく、面として広域周遊の拡大を図り、本県全体の観光・交流人口の拡大につながるような力強い取組を期待しているところであります。

そこで、本県観光における広域周遊の現状と課題、今後の二つのユネスコ創造都市の価値の活用も含めた広域周遊の推進に向けた取組について、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、若者の県内定着に向けた新たな産業の創出・集積の取組についてお尋ねいたします。

近年、政府が進める中央省庁や国立文化施設の地方移転において、東京国立近代美術館工芸館が石川県金沢市へと移転し、地域経済の活性化やシビックプライドの醸成に大きく寄与していることは周知の事実であります。これは、一極集中から地方分散へという流れが確かな果実を結ぶことを証明した画期的な事例であります。

翻って本県を見ますと、最大の課題である若者の県外流出に歯止めがかかりません。若者が山形に残り、あるいは一度離れても戻ってきたいと思える地域にするためには、単に雇用があるというだけでなく、若者の感性を「刺激する刺激的な仕事や自己表現の場」が得られる魅力的な仕事がこの山形にあるかどうか極めて重要であります。

そこで私は、四十年の歴史を持つ山形国際ドキュメンタリー映画祭という本県が誇る世界随一のリソースをさらに進化させるべきと考えます。映画祭を通じて世界中から集まる膨大なドキュメンタリー映像資産、これはまさに人類の文化的至宝であります。このような山形県の強みを若者が憧れるクリエイティブな仕事へと結びつけ、働く場を創出すべきと考えます。

例えば、山形国際ドキュメンタリー映画祭で上映された映像を取り扱うような創造的な企業の誘致等の取組が必要ではないでしょうか。

県内にクリエイティブな仕事が創出されれば、例えば、映像編集や最先端のデジタル修復技術を担う高度な専門知識を持ったクリエイターや技術者の雇用が山形に生み出されます。これこそが感性豊かな若者たちが求めてやまない刺激的な仕事であり、自己表現の場そのものであり、こうした新たな産業を創出・集積していくことが若者の県外への流出を抑止することにつながると考えます。

折しも、本県には、映像やデザインを専門的に学ぶ東北芸術工科大学が存在し、優れた才能を持つ若者が日々研さんを積んでおります。こうした若者の声をよく聴くとともに、その豊かな感性を生かして県内で「プロの仕事」に打ち込める環境を整えることこそが、若者の流出を食い止め、ひいては本県経済の持続的な発展を確かなものにする鍵であると考えます。

県は、今年度新たにクリエイティブ産業の創出・拡大に向け取り組むこととしておりますが、具体的にどのように取り組んでいくのか、産業労働部長にお伺いいたします。

次に、本県におけるひきこもり支援についてお尋ねいたします。

二〇二三年に内閣府が発表した調査によりますと、十五歳から六十四歳のひきこもり当事者の数は、推定で約百四十六万人、およそ五十人に一人に上るとされています。こうした中、厚生労働省は、当事者や家族に関わる支援者に向けて、支援のポイントなどをまとめた「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を初めて策定し、二〇二五年一月に全自治体へ通知いたしました。

このハンドブックの特徴的な点は、支援が目指す姿を、働くことや社会参加そのものではなく、自らの意思で生き方や社会との関わり方を決めることができるようになること、すなわち自らを律するという漢字の「自律」と明記したことであります。また、支援の対象者を広く捉え、多様化するひきこもりの問題に焦点を当てていることも、もう一つの大きな特徴です。

今、私たちの社会は、効率や成果、自己責任を過剰に求める生産性偏重のまなざしにあふれています。私は、若者支援の現場に身を置く中で、世間の偏見を恐れ、誰にも相談できずに孤立する当事者や家族の深い苦悩を数多く見てまいりました。家族の多くは、「何とか就労して自立してほしい」と願い、焦り、それゆえに当事者はさらに追い詰められています。

しかし、厚労省のハンドブックでも示されているように、ひきこもり支援のゴールは一律の就労ではありません。就労は、あくまで本人がエネルギーを取り戻した結果にすぎず、それを目的に据えてしまえば、最も大切な家族関係すら損なわれかねません。

こうした中、山形市では、令和八年三月、当事者家族会の草の根の訴えにより、一律の就労をゴールとせず、「寛

容、非強制、本人中心」を掲げた、全国に誇るべき「ひと休みびと支援条例」が制定されました。この条例は、否定的な表現を排した「ひと休みびと」という温かい言葉を採用しており、全国から注目されるとともに、当事者や専門家から高い評価を受けています。

我が県議会でも同様の請願が既に全会一致で可決されており、支援の抜本的強化は本議会の共通認識と考えます。本県が真の「本人中心」の支援へとかじを切るためには、まず足元の実態を正しく知る必要があります。

現在、県は、民生委員・児童委員ベースの調査から当事者数を一千二百八十八人とし、減少傾向としておりますが、世間体を気にする家族の心理などを踏まえれば、現実を反映しているとは言い難い状況です。事実、三重県では、調査手法を見直したところ、当初の一千二百七十人から二万人へと公式データが更新されました。

本県におきましても、これまでの調査方法を抜本的に見直し、多源データの連携や匿名性を担保した自己申告制などを導入してはどうでしょうか。こうした新しい調査方法の導入により、これまで把握していたひきこもりの当事者の数はかなり増加するであろうと予測されます。可視化される当事者の数が変われば、当然、予算の規模も、相談窓口や居場所の配置といった施策展開の在り方も根本から変えていかなければなりません。

社会のまなざしを変え、当事者が追い詰められることのないよう、当事者や家族の尊厳を守るための山形県版「ひと休みびと支援条例」の制定も視野に入れた先進的かつ温かい支援の展開を期待し、本県のひきこもり支援と今後の方向性について、健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆるLGBT理解増進法に基づく本県の今後の取組強化についてお伺いいたします。

この春、山形大学人文社会科学部の准教授であり、トランスジェンダー当事者でもある勝又栄政（かつまたてるまさ）氏が、学内にあるダイバーシティ推進室の副室長に就任されました。勝又准教授は、ジェンダー・セクシュアリティに関する研究や講演活動、そしてキャンパスの多様性推進に精力的に取り組まれています。こうした当事者目線を持った専門家が地域でリーダーシップを発揮し、発信を強めていることは、本県にとって非常に心強く、大きな財産であります。

ちょうど今月六月は、世界各地で性的マイノリティーの権利や尊厳について考え、理解を深めるための啓発活動が行われる「プライド月間」に当たります。

二〇二三年六月、LGBT理解増進法が公布・施行されてから今月でちょうど三年が経過いたします。この間、当事者の方々を取り巻く環境や、地域社会、学校、経済界における理解の在り方につきましては、国レベルでも様々な議論が重ねられてまいりました。そして、法律の施行から三年という節目を迎え、国においては、ようやく施策の具体的な指針となる基本計画が今月十六日に閣議決定されました。

本県におきましては、二〇二四年一月にスタートした山形県パートナーシップ宣誓制度をはじめ、性の多様性に関する電話相談「にじいろホットライン」の開設など、これまで当事者に寄り添う具体的な仕組みづくりが進められてまいりました。多角的な施策を着実に積み重ねてこられたものと高く評価しております。

こうした先進的な土台が既に本県にあるからこそ、今回示された国の基本計画は、これまでの取組をさらに全県的な広がりへと昇華させ、実効性を高める絶好の契機にすべきであると考えます。

これまでも多様性を認め合う社会づくりに向け、啓発活動や相談体制の整備など、一定の取組を進めてこられたものと認識しております。しかしながら、国の基本計画が正式に示されたということは、地方自治体に対しても、より具体的かつ実効性のある地域の実情に応じた施策の策定と実施が、これまで以上に強く求められるフェーズに入ったことを意味します。

当事者の方々が、自らの地域で安心して自分らしく生き、働き、学ぶことができる環境を整えることは、単なる人権擁護の観点にとどまらず、本県が直面する大きな課題である若者の流出抑制や選ばれる山形県づくり、ひいては地域の活力維持にも直結する極めて重要な課題であります。国の動きを静観するのではなく、この基本計画の策定を機に、本県としても取組を一段と加速・強化すべきと考えます。

そこで、こうした国の動きなどを踏まえ、これまでの本県における性の多様性の理解増進や当事者支援の取組への評価と現在の課題をどのように捉え、今後どのように取り組んでいくのか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

次に、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の推進について伺います。

今年の十月三十一日と十一月一日の二日間、山形市内におきまして第六十一回全国学童保育研究集会が開催されます。二〇二〇年に本県で開催予定だったこの大会は、コロナ禍で無念の延期となりましたが、六年の時を経て、ついにここ山形での開催が実現いたします。私も一人の保護者として参加いたしますが、全国から集った指導員や保護者が共に学び合う熱い二日間になることでしょう。

当日は、全国から一千五百人を超える方々が本県を訪れるとお聞きしております。山形の魅力を発信し、山形ファ

ンを増やす絶好の機会であり、開催を心から歓迎するものであります。しかし、全国の関係者が集い、学童保育の未来を語り合う開催県だからこそ、私たちは足元の現状を冷静に見詰め直さなければなりません。

さて、令和七年四月、こども基本法の施行や放課後児童クラブにおける待機児童の増加、感染症の流行、障がいのある子供のインクルージョンの推進など、近年の放課後児童クラブや子供・保護者を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後児童クラブ運営指針が改正されました。

この改正では、子供の権利の尊重や性被害防止のための取組、第三者評価制度の活用など、放課後児童クラブに求められる社会的責任が大きく増しており、県内の市町村の中には、運営主体のリスク管理や負担軽減、安定的なサービス水準の維持等の観点から、運営主体の法人化を推進しているところもあるとお聞きしております。

本県の放課後児童クラブの多くは、長年、保護者や地域の有志、指導員が一体となり、温かく支え合ってきた「運営委員会方式」によって守られてきました。運営主体の方からは、「地域密着のアットホームな保育は、山形が誇るべき財産である」との話もお聞きしておりますので、運営の在り方については、事業の実施主体である市町村と運営主体が十分に話し合い、検討を進める必要があります。

放課後児童クラブは、単なる預かり所ではなく、子供たちの生活の場です。子供の最善の利益を優先して、子供の健全な育成を図ることが重要と考えますが、今後どのように放課後児童健全育成事業を推進していくお考えか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

次に、令和九年四月の開校を予定している県立夜間中学「すばる中学校」についてお伺いいたします。

学び直しの場を保障し、多様な背景を持つ人々に光を当てる夜間中学の設置は、本県の教育・福祉の向上において極めて重要な意義を持つものと考えます。

令和八年二月に策定された基本計画では、本校は一学年三十三名を上限とし、各学年一学級で三学年編制、山形市内の霞城学園高等学校と同一施設を活用して設置される計画となっております。県議会の今定例会では、正式な校名を「山形県立すばる中学校」とする設置条例案が提案されておりますが、名称決定後は、開校に向けて、教育課程の整備や教科書の選定、生徒募集など、様々な準備が急ピッチで進められることと思います。

開校まで一年を切る中で、様々な課題も見えてくることが想定されます。例えば、どれだけの入学者を確保できるのか、また、霞城学園高校との施設併設に伴い、運営面での調整も必要となるでしょう。さらに、日本語教育を必要とする外国籍の方への対応、卒業後にさらに学びを深めたい生徒への進路の提示なども大きな課題となることが考えられます。

こうした課題の一つとして、私の経験から、夜間中学に対する潜在的なニーズに光を当てる必要性を提起いたします。

現在、全国的にも本県におきましても、小中学校における不登校児童生徒の数は増加の一途をたどっており、極めて深刻な状況にあります。その中には、義務教育段階で基礎的な学びが十分に積み上げられないまま中学校を卒業せざるを得ず、進路の選択肢が狭まった結果、やむを得ず、通信制高校などに進学するケースも少なくありません。

実際に不登校経験者を受け入れている通信制高校や私立学校等の教職員からは、「高校の学習内容に入る前に、義務教育段階の学び直しが必要な生徒が非常に多く、対応に苦慮している」という切実な声が聞かれています。

こうした現状を踏まえ、夜間中学の開校により、既に高校に在籍している生徒の中から、中学校段階の学習から改めて学び直したいと希望するケースが生じることが考えられます。

すなわち、夜間中学のニーズは、これから入学する世代にとどまらず、既に高校へ進学した世代などにも存在していると言えます。こうしたニーズに応えることができれば、県内唯一の夜間中学として、いつでも学び直しができる柔軟な教育環境を提供するという大きな役割も果たすことができるのではないかと考えます。

以上を踏まえ、夜間中学の開校に向けた準備状況と学校の機能発揮に向けた課題認識、今後の対応について、教育長に伺います。

最後に、県民の命を守る警察力強化と現場環境整備についてお伺いいたします。

一昨年、本県を襲った記録的な大雨災害において、市民の命を守るために最前線で職務に当たり、殉職された若い警察官お二人の御冥福を改めて深くお祈り申し上げます。

県警におかれましては、この痛ましい事故を重く受け止め、現場の安全を確保するために迅速な対策を講じてられました。水難救命用のライフジャケットや機動性の高いＳＵＶ型車両の導入など、資機材の充実化が着実に進んでいることは、現場で日々命の危険と隣り合わせで活動する警察官の働く環境を大きく向上させるものであり、知事並びに警察本部長の強い決断力を高く評価するものであります。

しかしながら、現場の安全と活動性をより突き詰めていきますと、活動の際に身につけている服装にも目を向けるべきです。

警察官の活動は、雨の日も雪の日も、あるいは炎天下でも行われます。いわゆる暑熱対策や動きやすさといったこ

とに配慮した環境の整備は、とても大切なことだと考えます。

例えば、交通の警察官などは、炎天下であっても、交通事故現場では通常の制服のまま活動しています。交通事故現場での活動は、常に二次災害の危険と隣り合わせであり、また、天候や気温の影響をダイレクトに受ける苛酷なものです。このような現場において、周囲からの視認性や動きやすさが十分に確保されていない通常の制服のままで活動が続けることは、職員の安全確保の観点からも、また、迅速な業務遂行の観点からも課題があるほか、改善の余地が大きいのではないのでしょうか。

全国を見渡せば、機能性、耐久性、視認性に優れた現場特化型の交通捜査作業服を導入している都道府県警察もあるようです。

以上は一例ですが、現場の警察官が安全で活動しやすい環境を整えることは、苛酷な現場を支える職員への県警の働き方改革の具体的なメッセージとなり、職員のエンゲージメント、すなわち誇りと安心を高めるための未来への投資になると考えます。環境が整えば活動の質が上がり、結果として県民の安全安心へと還元されます。これまでの資機材充実に加え、この身にまとう安全と活動性に光を当てることこそ、山形県警の現場力をさらに強固にする次の一手ではないのでしょうか。

そこで、警察本部長にお伺いいたします。

現場の最前線で活動する警察官が安全かつ活動しやすいよう、服装面での環境を整備することは、県民の命を守る警察力を強化するために必要なことだと考えますが、本部長の御所見をお聞かせください。

以上をもちまして私の壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

齋藤しあわせ子育て応援部長。

○しあわせ子育て応援部長（齋藤恵美子君） 私には二問御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、本県における性の多様性尊重の取組についてお答え申し上げます。

年齢や性別、SOGI（ソジ）、いわゆる性的指向やジェンダーアイデンティティーなどの違いにかかわらず、誰もが個人として尊重され、能力を十分に発揮できる社会の実現は大変重要であり、本県の活力維持と持続的な発展にも資するものと認識しております。

県では、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆる理解増進法の制定以降、様々な取組を進めてまいりました。

具体的には、多様な性の在り方などを学ぶセミナーの開催や、当事者が抱える困難や周囲の対応のヒントを掲載したリーフレットの作成・配布に加え、昨年度は県民・企業向けのセミナー動画を制作し、広く県民の理解促進を図ってきたところです。

また、当事者の方に向けては、令和六年一月に山形県パートナーシップ宣誓制度を導入するとともに、昨年度には専用の電話相談窓口を開設し、当事者とその家族が安心して暮らすことのできる環境づくりを進めてまいりました。

こうした取組により、県民が性の多様性について考え、理解を深める機会の充実が図られるとともに、制度を利用した方からは、「悩んでいる人にとって、こうした制度があると安心できる」といった声をいただくなど、当事者や家族、その友人や職場など周囲の方々の安心感にもつながっているものと考えております。

一方、令和六年度に実施した県民意識調査等によりますと、SOGIなどの用語の認知度が依然として低いほか、誰にも打ち明けられず、孤独や孤立を抱えていたり、相談をちゅうちょする人がいるとの指摘もあることから、県民の理解促進と安心して相談できる環境づくりを一層進めていく必要があると考えております。

このため、県では、本年三月に策定した山形県男女共同参画計画において、多様性の尊重を施策の方向の一つに位置づけ、取組を強化していくこととしており、今年度は、アンコンシャスバイアスへの気づきを促すテレビCMについて、性の多様性の事例も含めて作成し、幅広い年代への理解促進を図るとともに、電話相談窓口の情報がしっかり当事者の方に届くよう周知を強化してまいります。

政府は、先般、理解増進法に基づく基本計画を閣議決定し、その中で、地方公共団体等の取組促進に向けて政府が講ずべき施策なども示されたところであります。

県としましては、政府の施策を積極的に活用し、生きづらさや不安を抱えている当事者の方々に寄り添いながら、関係機関等と連携して、誰もが自分らしく輝いて暮らせる山形県の実現に向け取り組んでまいります。

次に、放課後児童健全育成事業の推進についてお答え申し上げます。

放課後児童健全育成事業として実施している放課後児童クラブは、小学生の放課後や夏休みなどの長期休暇中に安心して過ごすための生活の場であるとともに、遊びや様々な体験を通して、子供の自主性や社会性、創造性が養われるなど、健全育成の場としても大変重要な役割を果たしているものと考えております。

県ではこれまで、放課後児童クラブが地域の実情に応じ適切に運営されるよう、実施主体である市町村と連携しながら、必要な施設の整備や運営に対する支援を行うとともに、放課後児童支援員の処遇改善や、現場のニーズに応じた研修を通して指導者等の資質向上を図ってきたところです。

こうした取組や核家族化の進展、共働き世帯の増加等を背景に、本県の放課後児童クラブの状況は、令和七年五月一日現在、三百二十八クラブで登録児童が一万七千三百四十一人と、令和二年度からの五年間で一割以上増加しております。また、こども家庭庁の調査によりますと、本県におけるクラブの約半数は、地域の方々と構成される運営委員会等の任意団体によって運営されている状況にあります。

委員からお話のありました放課後児童クラブの新たな運営指針では、従来の役割に加えまして、子供の権利擁護や社会的・文化的な困難を抱えた子供への配慮、ＩＣＴの活用促進、ＢＣＰ・業務継続計画の策定を含む安全対策の強化や第三者評価の実施と結果の公表等が盛り込まれ、子供の健全育成を支える拠点として、これまで以上に質の高い支援が求められることとなりました。

こうした新たな課題に対応するため、県では市町村に対し、ＩＣＴや第三者評価の導入に対応した補助金の積極的な活用を促すとともに、指導者等を対象とした研修会等において、新たな指針で求められる内容に関するテーマを設けるなどしながら、人材育成を通じた支援の質の向上を図ってまいります。

また、市町村では、管内の放課後児童クラブにおける課題や運営の在り方等について協議するため運営委員会を設けておりますが、新たな指針に対応していく上で地域が共通して抱える課題等については、県が設置する有識者や市町村、運営団体等から成る協議会においても御意見をいただきながら、市町村への支援につなげてまいります。

県としましては、県内の放課後児童クラブが、求められる役割を果たしながら、子供にとってより一層安全で安心して利用できる居場所となるよう、引き続き、市町村や関係団体等と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 城戸口健康福祉部長。

○健康福祉部長（城戸ロー子君） 就労をゴールとしないひきこもり支援の在り方についてお答え申し上げます。

ひきこもりに至る背景は多種多様であり、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、支援の在り方も一様ではなく、一人一人の実情に寄り添った対応が必要となります。

厚生労働省の新たな指針「ひきこもり支援ハンドブック」においても、本人のペースに合わせながら、本人やその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができるようになる「自律」を目指していくとされたところです。

議員御指摘の「山形市ひと休みびと支援条例」は、ひきこもりの状態にある人を「ひと休みびと」と称し、当事者に寄り添う支援を推進する条例と認識しております。

また、人数の把握につきまして、本県の調査は民生委員・児童委員へのアンケート結果に基づく実数である一方、三重県で参考にした内閣府の調査は全国三万人を無作為抽出した結果に基づく推計であり、調査手法や前提条件が異なることから、比較することは難しいと考えております。今後の把握手法については、内閣府の調査結果の活用や他自治体の状況も参考に検討してまいります。

他方、県といたしましては、潜在的に支援を必要としている人の実情にも寄り添った施策を展開する必要があると考えており、具体的には、社会参加や就労の意思の有無にかかわらず、本人とその家族が支援を受けられるよう、自立支援センター「巣立ち」を中心に、自立相談支援機関やひきこもり支援に取り組む民間団体、若者相談支援拠点と連携し、相談支援や居場所の提供に努めております。

加えて、より身近な市町村における支援体制の充実のため、相談窓口の設置や、ひきこもり支援ステーションの事業を行う市町村を支援するほか、ひきこもり相談支援者研修の開催により、支援者全体の育成・スキルアップを図っております。

さらに、今年度新たに、政府の社会参加促進モデル事業に本県が選定され、現在、事業所と連携しながら取り組んでおります。この事業は、ひきこもりなど困難を抱えた人に対し、共同生活を通して伴走型支援を行うものであり、強制的ではなく、本人の意向に沿いながら、自己肯定感の向上や生活リズムの立て直しなど、一人一人の状態に応じて適切な個別支援を行い、自律を目指していく事業です。県では、この事業を通して県内の他の事業所等にも支援内容を共有し、県全体の支援の質の向上を図ってまいります。

県としましては、今後も、潜在的に支援を必要としている人も含めた当事者の実情や気持ちに寄り添いながら、必要な支援に取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 遠藤産業労働部長。

○産業労働部長（遠藤和之君） 私からは、若者の県内定着に向けた新たな産業の創出・集積の取組についてお答え申し上げます。

クリエイティブ産業の中核をなすコンテンツ産業は、世界的にも成長が見込まれており、日本でも急成長している

ことから、政府は、同産業を基幹産業に位置づけるとともに、日本成長戦略における十七の戦略分野の一つにも掲げ、積極的に取組を進めております。

本県においても、クリエイティブ産業に関する強みとして、映像やイラストといったクリエイティブ分野を学びたい若者が全国から集まる東北芸術工科大学があり、毎年多くの人材を輩出しております。折しも、同大学では今年四月からCG・アニメーションコースなどが新設され、若者の興味関心に応えているところです。

一方、クリエイティブ産業は首都圏に集中しているという課題もあります。例えば、映像・動画コンテンツの制作と配信を行う映像情報制作・配給業の事業所数は、令和三年の経済センサスによりますと、東京都の三千七十に対して、本県は三十にとどまっており、県内に就職先が少ないことから、同大学の卒業生の約八割が県外に就職している状況にあります。

こうした本県の強みを生かし、かつ課題に対応するため、県では、まずもって、人材育成、就業場所の創出、県内におけるコンテンツの活用に取り組んでまいります。

一つ目の人材育成につきましては、同大学と連携し、高校生や大学生等を対象に講演会やコンテンツ制作体験会などを実施して、クリエイティブ分野における仕事への関心を高めてまいります。

二つ目の就業場所の創出につきましては、県ソフト産業立地促進補助金の対象をゲーム、アニメ、漫画等を制作するクリエイティブ産業全般に拡大するなど、企業立地を促進してまいります。また、スタートアップステーション・ジョージ山形を中心とした支援により、県内における新規創業も促進してまいります。

三つ目のコンテンツの活用につきましては、市町村等が取り組むアニメなどのコンテンツを活用した観光誘客や、コンテンツから波及するグッズや食品などの新商品の開発を支援することで、コンテンツ活用の促進や地元クリエイターの活躍の場の拡大を目指してまいります。

クリエイティブ産業は、本県にとって大きな可能性を秘めており、東北芸術工科大学の卒業生のみならず、若者や女性が働きたいと思う魅力的な分野となり得る産業です。

このため、県としましては、今年度実施する取組の成果を検証しながら、次の展開を検討し、効果的な支援を継続するとともに、クリエイティブ産業を現在作業を行っている地域未来戦略における地域産業成長プランへの位置づけを検討していくことで、クリエイティブ産業を県内に創出・拡大させ、本県産業の持続的発展につなげてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 黒田観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（黒田あゆ美君） 私からは、二つのユネスコ創造都市を活用した本県観光の広域周遊の推進に向けた取組についてお答えいたします。

広域周遊の推進は、観光消費額の増大につながり、広く県内への経済波及効果が期待されることから、その取組は、第三次おもてなし山形県観光計画の基本目標である「持続可能な観光地域の確立」の実現のため重要であると考えております。

そうした中、本県では、特にインバウンド客の訪問時期や訪問先に偏りがあるため、一年を通して県内全域を訪問いただけるよう、これを平準化・分散化させることが課題となっていることから、県では、県内各地の地域資源を組み合わせた季節ごとの新たなモデルルートの設定やその認知度向上に取り組んでいるところです。

具体的には、冬季にインバウンド客が集中する銀山温泉を起点とした他地域への広域周遊を促進するため、令和七年度から、尾花沢市と最上・庄内地域の自治体やDMO等で構成するプロジェクトチームを設置し、観光事業者の招請や海外でのプロモーション、台湾からの旅行者を対象としたモニターツアー等を実施いたしました。

今年度は、蔵王を起点とした広域周遊を推進するため、新たに村山・置賜地域においても同様のプロジェクトチームを立ち上げ、県内全域で取組を進めることとしております。

そのような中、議員からお話がありましたユネスコ創造都市については、「それらが持つ歴史・ストーリーを深く学ぶ」「地域の人々とつながり触れ合いながら、その空気感・世界感にじかに触れることができる」など、本県に滞在する価値を高めるものと考えます。

鶴岡市は、日本で初めて食文化分野でユネスコ創造都市ネットワーク加盟が承認され、在来作物や郷土料理等の食文化は世界で高い評価を得ています。その価値が地域の人たちとの交流や収穫体験などと組み合わせた、ストーリー性のある観光コンテンツとなるよう支援してまいります。

一方、アジア最大級と称される山形国際ドキュメンタリー映画祭は、ほかに類を見ない文化的なコンテンツであるばかりでなく、県民と国内外の人々が交流する貴重な機会となっており、関係人口の拡大に寄与しているものと考えます。また、映画関係者の高い発信力は大きなPR効果も期待されることから、開催期間中、あらゆる機会を捉えて県内の魅力を紹介するなど、映画関係者の県内周遊につなげるよう取り組んでまいります。

県としましては、市町村や観光事業者等と連携し、本県が誇る地域資源を生かした観光コンテンツを磨き上げるこ

とで、広域周遊による県内滞在の長期化と観光消費額の拡大を図り、持続可能な観光地域の確立を目指してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 私には県立夜間中学の開校に向けた対応について御質問ございましたので、お答えいたします。

令和九年四月に開校予定の県立夜間中学は、何らかの事情により十分な義務教育を受けられないまま学齢期を経過した方に対して、学習歴、年齢、国籍等にかかわらず幅広く受け入れ、義務教育を提供するために設置するものです。

設置場所は、公共交通機関による通学の便に配慮し、県立霞城学園高等学校校舎内とし、授業は、午後五時頃から九時頃まで、週五日、一日四コマの中で中学校学習指導要領に定められた教科を学習することになります。

今定例会に校名を「山形県立すばる中学校」とする条例の改正案を上程しておりますが、この校名には、夜空に輝く昴のように、多様な個性が集い、磨き合う学びやとなることへの期待や、向学心を持って学ぶ生徒の姿が県民に勇気を与える希望の星となってほしいとの願いが込められております。

学校機能を発揮できるよう、今後検討すべき主な課題といたしましては、学力の状態が多様な生徒の入学が想定されるため、一人一人に適した学びとなるよう、適切な教材や指導の在り方について、他県の情報を収集しながら検討していく必要があります。

また、日本語の習得が十分でない方の入学も想定されることから、日本語習得のサポートの実績のある外部団体等と事前に相談を行うとともに、自動翻訳機やＩＣＴ機器の活用についても検討いたします。

加えて、多様な背景を持つ生徒の心理的なケアや福祉的なサポートも必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、相談体制の強化を検討いたします。

さらに、通学が困難な遠方からの入学希望者がいる場合には、オンラインも活用した授業の実施について検討いたします。

今後のスケジュールについて申し上げますと、本校は本県で初めての夜間中学の設置となるため、必要とする方にしっかりと情報を届けることが重要でありますので、七月に県内四地区において学校説明会を開催いたします。既に市町村広報紙や県公式ＳＮＳ等で周知しておりますが、今後は、自立支援や不登校等の支援団体との連携を深め、さらに周知を図ってまいります。

入学までの手続等の詳細は、七月末を目途に募集要項を定めまして、八月に出願受付、九月に面接を行い、入学の可否や所属する学年を決定する予定としております。

なお、定員に余裕がある場合は、その後も募集を継続し、随時受け付けることも検討してまいります。

来年四月には、入学希望者が新たな学校生活を円滑にスタートし、一人一人が充実した学習ができるよう、今後も鋭意開校準備を進めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 水庭警察本部長。

○警察本部長（水庭誠一郎君） 私からは、警察の現場における服装面での環境整備につきましてお答えいたします。

警察が現場において高い執行力を発揮するためには、最前線で活動する警察官の安全性や活動性の確保が必須でありまして、そのために、議員御指摘のとおり、服装面での環境整備が重要であるとの認識の下、県警察では様々な取組を進めているところでございます。

具体的には、暑熱対策として、これまでに、地域部門や交通部門等の警察官の夏の制服着用期間を五月一日から十月三十一日までと二か月間拡大したほか、サングラスやアームカバーを装着できるようにしたり、冷却グッズを配付するなどの取組も行っているところでございます。

加えて、現在、警察官が活動しやすい新たな夏の制服として、ポロシャツ型の夏制服の導入を検討しているところでありまして、試作品を一部の所属で試行運用しているところでございます。

警察官の制服は、警察官であるというその身分を明確にするとともに、それによって、県民の安心感、さらには犯罪の抑止効果を高めることが期待されるものでありますが、今申し上げたような安全性や活動性の観点から、柔軟な運用を行うこととしていただいております。

一方、議員から御指摘のありました交通部門の警察官の現場活動時における服装につきましても、苛酷な環境下や様々な条件下でも、活動性と耐久性に優れ、安全かつ活動しやすいものであるように改良していくこととしてございます。現在、試作品を一部の所属において試行的に運用しているところでございまして、早期の導入に向けて取組を進めているところであります。

こうした環境整備は、働きやすい職場づくりを推進する働き方改革の観点からも重要であろうと考えております。

また、先ほど御紹介しましたアームカバーにつきましては、現場で活動する若手の女性警察官からの提案がありまして、それに基づいて導入をしたという経緯もございます。このように、現場の若手の警察官などの、そうした職員

の意見が反映されやすい職場風土の定着ということも大事だろうと思い、それに努めているところでございます。

こうした現場の視点を踏まえた働きやすい職場環境の整備は、議員の御指摘にもありました職員のエンゲージメントの向上にもつながるものでございますし、ひいては持続可能な質の高い職務執行にもつながるものと認識をしております。

県警察といたしましては、現場の最前線で活動する警察官の安全性や活動性が確保され、県民の安全安心を守る警察力が一層強化されるよう、引き続き、服装面を含めた環境整備に努めてまいり所存でございます。

○議長（田澤伸一議員） 五番松井愛議員。

○五番（松井 愛議員） 真摯な御答弁をいただきありがとうございます。

特に、ユネスコ創造都市の部分ですね、鶴岡市と山形市のことに私は思い入れが強くありまして、県勢発展につながれないかということで質問の準備をしておりました。

この文化や創造性を核とした創造的な都市づくり・まちづくりというものは、もう既に、山形県内の中でも、あちこちで連綿と受け継がれているものがあるとは思っております。その中で、この高い価値を全県により一層広めていくために、例えば、県主導の創造都市シンポジウムなどを開催していただきまして、福祉と文化、そして教育、産業等のつながり、そういったものを国内外に示して、この山形から文化の発信をより強く進めていただきたいと、このように感じているところであります。

誰もが自分らしく誇りを持って生きられる山形県の推進に向けて、知事のリーダーシップに期待を申し上げまして、私からの質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十一分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

十五番石塚慶議員。

○十五番（石塚 慶議員） 自由民主党の石塚慶でございます。質問の機会をいただきました会派の皆様には感謝申し上げますながら、質問多岐にわたりますので早速質疑に入っていきたいと思っております。

初めに、農林水産業に対する燃料資材価格高騰支援について伺います。

本年二月二十八日のイスラエルとアメリカによるイラン侵攻に端を発する中東情勢の不安定化に伴い、原油価格が高騰し、連動してあらゆる産業に必要な不可欠な燃油等が高止まりしています。

農林水産業で使用するあらゆる資材においても価格が高騰しています。漁業者からは、網・ロープなどの漁具、養殖資材、氷等の価格が高騰していると伺っておりますし、今月一日から行われた農林水産常任委員会県内現地調査においては、バラ農家では電気代、CO₂施用に係る燃料代、包装資材等、森林組合では、移動や機械に係る燃料代、運搬費用等、あらゆるコストが上昇している現状を伺いました。

こうした中、昨年十二月に成立した生活の安全保障・物価高への対応等を盛り込んだ約十八兆円の国の補正予算に引き続き、今月五日、国会において、不透明な中東情勢に対応するための約三兆円の補正予算が成立いたしました。このたびの県の補正予算案にも、これらの国の補正予算を活用し、物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援策等が盛り込まれているところです。

こうした県の支援策は、国の予算を活用しながら対策を打つため、結果的に長期にわたって支援が継続される可能性はあるものの、その時々で見れば、先の状況、特に支援がいつまで継続されるか見通せないため、計画的な経営に影響を与えているとも考えられます。

そこで、財源の問題はありますが、まずは本県の基盤産業である農林水産業を守るために、自助努力ではカバーしづらい部分について、今後もしっかり支援し続けるということをメッセージとして発信する必要があると思っておりますが、知事の見解を伺います。

次に、山形県の海面漁業振興に係る養殖の推進について伺います。

議会の議論の中でも繰り返し申し上げてまいりましたが、本県の海面漁業は、現在、危機的状況にございます。このままでは漁業者がゼロになってもおかしくない状況であります。

十年前、平成二十七年の漁獲量六千七百二十五トンに対して令和七年は二千四百七十九トンであり六三・一%の減、生産額は平成二十七年の三十億二千九百万円に対して令和七年は十八億一千五百万円で四〇・一%の減であります。本県の主要魚種であるスルメイカをはじめ、魚が本当に捕れなくなっているというのが現状です。

漁業者数の減が一つの要因ではありますが、全国的に資源量が減少しているというのが元凶であります。加えて、近年の燃油の高騰、ロープや網などを含む漁業関連資材の高騰も追い打ちをかけております。漁師の皆様は、燃料の消費を少しでも抑えるため船の速度を落として操業するなど、経費削減に努めておりますが、個別の漁業者の努力だけで解決するのは困難です。

県では、継続的に様々なメニューで漁業者を支援しているほか、捕れる魚をしっかりと捕り、収入に換えていくため、漁業者やその関係者、市町と共に高付加価値化に向けて取り組んでいるところですが、冒頭申し上げたとおり、十年で漁獲量が六〇%減少するという危機的な状況下ということもあって、行き先は大変不透明です。

このような災害的な状況の中、期待されるのは、やはり養殖事業です。日本海、特に湾の少ない本県の海での養殖は、過去にもチャレンジしたことはあるものの、なかなか成功せず、困難と言われてきましたが、現在の知見と技術をもってすればチャンスはあると考えております。

現在、漁協、民間、行政、大学が一体となり養殖コンソーシアムを立ち上げ、七つのワーキングチームに分かれ、事業化・収益化できるビジネスモデルを検討し、短期間での社会実装に奮闘しているわけですが、現在の状況と見通し、県としての推進体制を農林水産部長に伺います。

次に、鶴岡市今泉地内の主要地方道藤島由良線で発生した土砂崩落への対応について伺います。

この四月末から五月初旬にかけての大型連休では、一部天候に恵まれない日もありましたが、多くの観光客が本県、とりわけ鶴岡市を訪れました。特に四月一日にリニューアルオープンした鶴岡市立加茂水族館には、四月二十五日から五月六日までの間に三万一千四百人来館し、前年同期比二七・六%増、さらにその八割以上は県外客であったと鶴岡市担当課から伺っております。本県の交流人口拡大、観光振興に大きく寄与していることは大変喜ばしいことでございます。

一方で、そのようなにぎわいに水を差す状況となっているのが、主要地方道藤島由良線における土砂崩落であります。一月十五日の落石発生以降、通行規制が続いており、三月二十四日には大規模な土砂崩落も発生し、今もなお全面通行止めによる規制が継続されているところです。

この県道は、本県日本海沿岸を南北に結ぶ重要な路線であり、南側の国道七号方面から加茂水族館や湯野浜温泉へ向かう観光客は迂回を余儀なくされ、観光面への影響は決して小さくありません。

また、この道路は、観光だけではなく、鶴岡市南部地域と酒田方面を結ぶ生活道路・通勤道路としても重要な役割を担っております。日々この道路を利用する地域住民の皆様にとって、通行規制の長期化は生活や経済活動に直接的な影響を与えております。

私自身も三月二十三日に現地を確認させていただきましたが、その時点でも斜面には不安定な岩の塊が残されており、非常に危険な状態であると説明を受けました。まさにその翌日、大規模崩壊が発生し、道路を完全に塞ぐ事態となったことから、現場の危険性と対策の難しさを改めて認識したところであります。

県におきましては、崩落原因の究明と対策工法の検討に向け、現場の調査を鋭意進められていると認識しておりますが、現場における最新の調査状況と、崩落の原因についてどのように分析されているのか、また、全面通行止めの解除までのおおよその見通しについて県土整備部長に伺います。

加えて、藤島由良線の沿岸部は、全体が今回の崩落箇所と同様の急斜面であり、災害リスクを調査する必要もあると考えますが、今後の対応について、併せて県土整備部長に伺います。

次に、次期山形県地域医療構想の策定について伺います。

持続可能な医療提供体制の在り方については、これまでも本議会において多くの議論がなされてまいりました。それらの中で、県では、県民が住み慣れた地域で安心して暮らしていける将来の医療ニーズを見据えながら、どこでも誰でも必要な医療サービスを受けられる体制の構築を目指してきたと認識しております。

国では、団塊の世代、一九四七年から一九九一年生まれが全員七十五歳以上の後期高齢者となる二〇二五年を見据え、地域ごとに必要な病床数と機能をあらかじめ描き、そこに向けて医療提供体制を最適化していくための指針、いわゆる「地域医療構想」策定を提唱し、二〇一四年の医療介護総合確保推進法の成立により制度化され、都道府県が主体となって地域医療構想の策定が進められてまいりました。

本県では、二〇一六年に山形県地域医療構想を策定し、二次医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設置した上で、適切な医療提供体制の検討を行ってまいりました。

二〇二五年を通過した現在、国では、八十五歳以上の人口増加や生産年齢人口の減少等が大きく進む二〇四〇年を見据え、新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めており、二〇二六年三月付「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」によりますと、基本的な考え方として、病床の適正化に加え、外来・在宅、介護との連携や人材確保等も含めた医療提供体制の構築・推進を掲げており、二〇二六年度から策定に向けた検討を順次開始することや、新たな構想を医療計画の上位概念として位置づけることなどが記載されております。

このような中、我が県の構想区域について、特に鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町で構成される庄内地域に着目しますと、二つの急性期病院が中核的な役割を担っており、北側を主に日本海総合病院が、南側を主に鶴岡市立荘内病院がカバーしております。

厚生労働省では、構想区域の人口について、二十万人から三十万人程度を目安にしていることから、急性期機能を担う病院は一つでよいのではないかという議論があるのも事実でございます。しかしながら、高速交通網が徐々に整備されてきているとはいえ、庄内二次医療圏の範囲が広大であることや、冬期間の悪天候の状況等を踏まえ、救急搬送に要する時間的な問題を考慮する必要もあります。急性期の機能をしっかり保持しながら、全体最適のため、地理的範囲と医療機能に応じた集約と分散のバランスを図ることが重要となるのではないのでしょうか。

庄内地域では医師の確保が大きな課題であり、専門的な知識と技術を必要とする小児・周産期救急への対応、高齢者に典型的に多い脳梗塞や心不全などの救急への対応とその後の回復期の対応・居場所、機能分担する医療への住民の理解等、課題が山積している状況であります。

先日、鶴岡市において上映された映画「人生をしまう時間（とき）」を鑑賞いたしました。この映画は、埼玉県新座市の堀ノ内病院に勤める医師による在宅での終末期医療に密着したドキュメンタリーであり、一つとして同じ状況のない在宅での終末期医療に対峙する医師、看護師、介護支援専門員いわゆるケアマネジャー、家族、親戚など関わりを持つ人々たちをひたすら見詰める映画でありました。

当日は、監督を務めた下村氏、出演された医師の小堀氏のお話を伺う時間もあり、改めて、きれいごとではない在宅医療の状況、関わる人々それぞれの感情を目の当たりにしたところであります。

新たな地域医療構想では、在宅・介護等との連携も推進されていくわけですが、二〇四〇年に向け、さきに述べたように多くの課題を抱え、人的資源に限られる中、どのように医療提供体制を適正にしていくのか、その難しさも併せて感じたところであります。

今後、県として、この新たな地域医療構想の策定、取組の進め方についてどのように対応していく方針か、健康福祉部長に伺います。

また、現行の地域医療構想におけるモデル推進区域に指定された庄内地域では、昨年度、二〇四〇年頃を見据えた区域対応方針をいち早く示しており、この区域対応方針のポイント、さらには、日本海総合病院、鶴岡市立荘内病院という二つの急性期病院の機能分担・役割分担を考える必要もあると感じますが、庄内地域の新たな地域医療構想検討に向けた考え方について、併せて健康福祉部長に伺います。

次に、遠隔教育の推進と小規模県立高等学校の魅力向上について伺います。

学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、本県では、昨年三月に第七次山形県教育振興計画を策定し、「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」の実現に向け、各種施策を推進していると認識しているところであります。

先日、本県における遠隔教育の配信拠点である庄内総合高等学校を現地調査いたしました。今年で二年目となる取組であり、現在三名の教員が配置され、英語、数学、情報をそれぞれ担当しながら、遊佐高校、加茂水産高校、小国高校、置賜農業高校、谷地高校の五校に対して一日六時間、ほぼフルタイムで授業配信を行っております。

当日は遊佐高校に配信する英語の授業を見学いたしましたが、音声や映像は非常に鮮明で、タイムラグも感じられませんでした。また、前方の大型モニターと一人一台端末を活用しながらオンライン上で課題を共有し、教室前後に設置されたカメラを通じて生徒との双方向のやり取りも円滑に行われておりました。担当教員の皆様が試行錯誤を重ねながら質の高い授業環境を構築されていることに大変感銘を受けたところであります。こうした現状を踏まえ、遠隔授業のさらなる充実に向け、大きな期待を寄せるものであります。

現在、小規模校には県外からの入学生もおり、卒業後の進路も、就職、専門学校や大学への進学など多様化しております。特に産業系高校においては、就職を目指す生徒と大学への進学を目指す生徒が同じ教室で授業を受けている状況も少なくありません。言わば、多様な進路希望や学習ニーズを持つ生徒に対して同じ授業が行われている状況であります。

遠隔授業を活用すれば、例えば、複数の小規模校の生徒を習熟度別や進路希望別に編成し、大学進学を目指す生徒にはより発展的な授業を、基礎学力の定着を重視する生徒にはきめ細かな授業を提供することも可能になるのではないのでしょうか。

これは、英語だけではなく、数学や情報をはじめ、他教科にも展開できるものであり、配信拠点の設備や教員体制を充実させることで、小規模校であっても多様な学びを保障し、生徒一人一人の進路実現・自己実現につなげることができると考えます。その結果として、県立高校全体の魅力向上にも大きく寄与するものと思います。

課題としては、時間割や使用教科書の調整、学校行事による授業進度の違いなどありますが、県教育委員会において全体の調整を図りながら、ぜひとも推進していただきたいと思います。

今、国では、「N-E. X. T. (ネクスト) ハイスクール構想」の下、高等学校教育改革促進基金を創設し、多様な学習ニーズに対応した教育環境の整備を進めております。本県としても、こうした国の制度を積極的に活用しながら、遠隔教育の拡充と多様な学びの確保を進める必要があると考えます。

また、一方では、少子化の進行に加え、私立高校授業料の実質無償化など、高校教育を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした中、県教育委員会では、本年三月に県立高校未来創造ビジョンを策定し、県立高校の将来の在り方について検討を進めていくこととしております。ビジョンでは、小規模校において、参集型授業と遠隔授業を組み合わせたハイブリッド型授業の推進や、学校間連携による多様な価値観を持つ生徒同士の交流促進などが示されております。

今回の現地調査を通じて、遠隔授業は単なる補完的な取組ではなく、小規模校においても多様な学びを確保しながら、それぞれの学校が持つ特色や魅力をさらに伸ばしていくため、有効な手段になり得ると強く感じたところであります。

今後、学区ごとに設置される検討委員会において県立高校の配置や在り方が議論されることとなりますが、その際には、遠隔教育の実情や今後の拡充の可能性について十分共有した上で、小規模校の魅力向上や教育環境の充実という観点からも活発な議論を行っていただきたいと考えております。

「N-E. X. T. ハイスクール構想」や本県の未来創造ビジョンを踏まえ、今後の遠隔教育を活用した小規模校の魅力向上と教育環境の充実をどのように進めていくのか、併せて教育長の見解を伺います。

次に、地域コミュニティの維持・活性化に向けた支援について伺います。

町内会・自治会に代表される地域コミュニティは、防災・防犯のみならず、高齢者の見守り、空き家対策、外国人住民との共生など、多様化する地域課題に対応しながら、住民の安心安全な暮らしを支える重要な基盤です。

しかしながら、本県では、昨年、人口が百万人を下回り、地域コミュニティの維持そのものが大きな課題となっております。特に中山間地域では、高齢化や人口流出によって共同活動の継続が困難になる集落も増えている一方で、災害対応を含め、地域コミュニティに求められる役割はますます大きくなっております。

また、本県は広大な面積を有し、それぞれの地域に歴史や文化があり、地域コミュニティの形態や課題も様々であります。都市部と中山間地域では課題も異なり、地域の実情に応じたきめ細かな支援が求められております。

県では、地域運営組織形成への支援やアドバイザー派遣、人材育成研修などを実施しておりますが、状況はより危機的であると認識していただきたいと思うところであります。地域に必要な支援は人材と予算であることは明白ですので、市町村と協調し、直接的な支援を実施すべきと考えております。

人口約六十四万人の高知県では、人口の約五五%が高知市と南国市に集中し、多くの小規模自治体を抱えております。そのため、高知県は、中山間地域対策を重要政策として位置づけ、補完代行型、広域連携・協調型、リーディングプロジェクト型の三つの役割を定め、市町村を積極的に支援しております。

その基礎となっているのが高知県集落調査であり、高知県ではこれまで平成二十三年に第一回目、令和三年に第二回目の調査を実施してきました。その結果を踏まえ、一つ、若者の定着・増加と人づくり、二、生活環境づくり、三、安全・安心の確保、四、集落の活性化、五、地域の伝統的な祭りや民俗芸能の維持・継承・活用、六、地域の基幹産業の魅力向上、七、起業等による新たな雇用の場の確保、八、デジタル技術の活用、この八つの施策を展開しております。

特に、集落の活性化として、様々な地域活動を実践し、集落の暮らしを支える集落活動センターは、住民主体の活動拠点として県内三十二市町村七十一か所に設置されております。立ち上げに係る施設整備費等の初期投資費用には三千万円を上限として支援し、人材導入については一人当たり年間二百五十万円を補助しております。また、事業の継続・発展のため、さらなる施設整備には一千万円を支援しております。

加えて、アドバイザー派遣や研修会の開催、活動団体のネットワークづくりなどの人的支援のほか、令和四年度からは集落活動センターの設置まで至らない小規模集落の活動費に対しても支援しております。

この事業とは別に、人材的な支援ということで、平成十五年度から高知県が実施している「地域支援企画員制度」という制度がございますが、県職員が地域に駐在し、市町村と連携しながら住民と同じ目線で考え、地域と共に活動することにより、地域の実情やニーズに応じた支援を実現し、地域の自立や活性化を図ることを目的としております。全県で県職員が五十四名配置されており、それぞれの職員の視点で自主的に活動しております。

地域コミュニティの維持については、一義的には市町村の役割ではありますが、県が中山間地の支援の大きな柱として、重層的かつ継続的に支援を実施している状況です。

令和六年十二月定例会予算特別委員会質疑において、本県でも、この地域コミュニティの支援の在り方を検討する上で、高知県の取組を参考に集落調査を実施することを提言したところ、令和六年度に、総務省、国土交通省が県内の約二千集落を対象に集落状況調査を行う、また、その補足として県独自調査を行うとの答弁を頂戴してまい

た。

中山間地域を含む地域の実情に応じた人的・予算的支援検討の根拠となる集落状況調査等の分析結果、それを踏まえた地域コミュニティの支援の方向性について、みらい企画創造部長に伺います。

次に、消防指令業務の共同化について伺います。

この議論の歴史は思いのほか長く、平成十七年、消防庁からの各都道府県知事への通知の中に「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」というものがあり、モデル事業の結果を基に、消防救急無線、消防指令施設ともに広域化・共同化することにより、各消防本部が単独で整備するよりも消防力の効率的な運用や費用面に節減効果があり、住民サービスの向上、行財政上の効果について多くの有効性が認められるとされております。

本県では、平成二十年三月に山形県消防広域化推進計画を策定し、その後、平成二十二年、二十四年に部分的に変更しながら消防広域化を推進していると認識しているところです。

消防の広域化には様々な段階があり、消防本部の統合のほか、まずは消防指令業務を共同運用する方法もあります。

先日、消防指令業務の共同化に取り組む県を現地調査させていただきました。

茨城県は、全二十四本部中二十三本部を構成団体とする協議会を設置し、現在二十本部でいばらき消防指令センターを共同運用しており、平成二十八年の運用開始から数えて今年で十年目となる状況でございます。管轄人口は約百九十七万人、年間着信件数は約十四万件とのことです。

広域的な通信環境の構築や、広域災害等の緊急時における県災害対策本部との直接の情報共有など、共同化による様々なメリットがありますが、大きなメリットは、やはり約十年に一度の設備更新費用の圧縮にあるとのことです。あくまで調査時点での概算ですが、各本部がそれぞれで設備更新を行う場合、費用として約二百十億円かかるところ、約八十億円程度まで圧縮できる見込みということで、大変大きな効果を得ているようです。

大分県では、全国で初めて全県十四本部が一つの指令センターを共同運用しており、管轄人口は約百七万人、年間着信件数は約十万件とのことです。こちらは指令業務の共同化に合わせ、無線ネットワークを再整備・強化している状況です。共同化は二年目ということで、コスト的なメリットに関してはこれからの確認になるものの、業務の対象が広域になることで想定されるデメリット、例えば遠隔地に対する指令などについては、検索ワードの拡充等を行うことで、特に問題ない状況にあるとのことです。

これ以外にも、各都道府県おのおのの地形や歴史的な背景を踏まえ、できることから共同化し、コストの削減や人的資源不足への対応が進められているところであります。特に共同化に向けた県の支援は、これも各県様々なやり方があるわけですが、茨城県、大分県の例では、共同化の最適な形の調査や統合準備段階での協議への参画、システム統合時にかかる経費への支援、統合後の運用経費への支援等、重層的に支援をしながら進められてきたとのことです。

人口が減少し、効率的な行政運営が求められている中、本県においても、より一層の消防指令業務の共同化を進めるべきであると考えます。消防業務は一義的には市町村が担うわけですが、県としても積極的に関わる必要があるのではないのでしょうか。

本県における消防指令業務の共同化の現状とこれまでの取組、共同化の推進に向けた今後の対応について、防災くらし安心部長に伺います。

次に、鳥獣被害対策に関連したジビエの活用推進について伺います。

本県における今年の熊の目撃件数は、六月十四日までで四百二十八件、前年比で一四四%と大幅に増えている状況です。つい先日、十七日には、山のない三川町での目撃も報道されたところであります。

県では、現在、中間支援組織の設置を目指し、その内容の調整・検討を行っており、県民の安全安心のためにも、その実効性に大きな期待を寄せるところであります。

農作物への被害としては、熊よりもイノシシのほうが悪質であり、その個体数管理、駆除等の対応は、県と市町村が一体となって取り組むべき課題であります。

一方、報酬が十分でないと言われている状況で実施隊として活動する猟友会や、行政の人的資源も限られているというのが現状で、人材確保も大きな課題であります。個人的には民間の力を借りるということも考えていかなければならないと感じており、具体的には、ジビエの活用で害獣駆除のマネタイズということに取り組むべきではないかということであります。

農林水産省でもジビエ利用の推進をうたっており、交付金等の事業も実施しております。一方で、本県を含む東北地方では、以前より増えたとはいえ、個体数が基本的には少なく、ジビエ利用の収益化は厳しいというのがこれまでの状況でありました。

先日、宮城県大崎市の大崎市ジビエ食肉処理加工等施設を現地調査させていただきました。民間の会社が指定管理を受けて、閉校した小学校の校舎を活用した処理加工施設と減容化施設を運営しており、主にイノシシの処理を行っ

ております。令和四年に設置された二施設の建設費用は二億二千六百万円、うち半分は国の交付金を利用しているとのことです。

大崎市では、令和七年に約一千五百頭のイノシシが捕獲され、うち二百三十一頭が同施設に持ち込まれ、加工されたということであります。持込みは大崎市内で活動するハンターおよそ百七十名に限られるほか、ジビエに適した捕獲・処理等を適切に行うよう「ジビエハンター」という認証制度も設けており、うち九十名が認証を受けているとのことです。

豚熱検査や放射能検査等の所定の検査費用は県と市で協調して負担しており、ジビエ利用可能な状態で持ち込んだハンターへの報酬は、通常一万六千円のところ、市と施設で合計六千円上乗せして二万二千円という状況です。従業員は四名で、解体から加工までの作業を実施しており、加工したジビエ食肉は、県内道の駅や飲食店のほか、回数は限られますが、大崎市内の小学校の給食等にも使われておるとのことです。

安定的な頭数の持込みと継続的な販売が大きな課題ですが、減容化施設と併せ、公共施設としてこのような環境を整備していることにより、年間一千五百頭の捕獲が可能となっているのではないかと考えます。

本県では、これまで捕獲頭数が少ないということもあり、ジビエについてはなかなか動きがなかった状況ですが、現在は民間から食品やペットフードなどにジビエを活用する動きが出てきていると承知しております。一方、そもそも解体、食肉加工等に専用の設備投資が必要で、加えて、豚熱の検査や汚水処理等のコストがかさむ工程も複数あり、ジビエ利用拡大に民間の力を活用していくには、こうしたところに行政が支援していく必要があります。

令和六年七月に制定されました山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例にも「食品、飼料、皮革等として有効に利用すること」とうたわれているところでありますが、本県のジビエ活用の現状と今後の方向性について、環境エネルギー部長に伺います。

以上、壇上からの質問となります。御清聴ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） ただいま石塚議員から私に農林水産業に対する燃料資材価格高騰支援について御質問を頂戴しましたので、お答えいたします。

燃料や資材価格の高騰は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大で停滞していた経済が回復してきた令和三年頃から始まり、令和四年からのウクライナ戦争、さらには、このたびのイラン情勢の緊迫化等の影響が要因となって、現在も燃料や資材の価格上昇傾向が続いているものと認識しております。

長らく燃料や資材価格の高騰により農林漁業者の経営環境が厳しい状況にあることから、県ではこれまで、政府の重点支援地方交付金を活用して、特に影響の大きい施設園芸農家の燃料や畜産農家の配合飼料、漁業者の燃料や魚箱等の資材、また、キノコ生産者の光熱費など、価格高騰による経営への影響を軽減することを目的とした支援を継続的に実施してきたところです。

本定例会に提案している補正予算でも、重点支援地方交付金を活用し、農林水産業に対する支援策を計上しております。具体的に申し上げますと、これまで行ってきた施設園芸農家や畜産農家、漁業者、キノコ生産者に対する燃料・資材等に係る支援を継続しております。また、低利で生産者の資金繰りを支援するための利子補給に加え、物価高騰により整備や導入コストが上昇している園芸用ハウスの整備や、気候変動に対応したかん水施設の整備等への支援事業の増額などを提案しているところです。

こうした燃料や資材価格高騰への支援につきましては、その時々状況を踏まえ、適切に実施していく必要があると考えておりますが、多額の予算が必要となるため、政府の支援が欠かせないところであります。

このため、さきに実施した「令和九年度政府の施策等に対する提案」におきまして、燃油価格高騰に対応するための農林水産省の「施設園芸セーフティネット構築事業」における生産者の負担軽減を要請しております。また、イラン情勢の緊迫化を受けて、価格高騰に加えて資材そのものの調達不安定となり、経営に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、今月十三日には、来県された鈴木農林水産大臣と自由民主党小林政務調査会長に対し、私から直接、資材の高騰と確保に対する支援を要望したところであります。

イラン情勢につきましては、アメリカとイランの間で戦闘終結に関する覚書が締結されたことから、燃料や資材価格の値下がり、また、石油由来の資材の安定確保が期待されるところですが、なお予断を許さない状況が続いております。

県としましては、引き続き、状況を注視していきますとともに、現場の声をよくお聴きしながら、必要な支援策を検討していきたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 沖本みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（沖本佳祐君） 地域コミュニティの維持・活性化に向けた支援についてお答えいたします。

地域コミュニティを取り巻く状況や課題に対して効果的な支援を行うためには、地域の実情を的確に把握し、その分析を踏まえて対策を講じることが重要であると認識しております。

総務省及び国土交通省が令和六年度に五年ぶりに実施した集落状況調査について、本県の約二千集落を対象に分析したところ、住民の四割以上が六十五歳以上である集落の割合が、前回調査の約四割から約七割に増加するなど、地域コミュニティの維持が難しくなりつつある状況が明らかになりました。

一方で、地域おこし協力隊や集落支援員などの地域コミュニティを支える担い手が活動する集落の割合は、前回調査の約四割から約五割に増加しております。こうした結果から、地域内外の多様な人材を担い手として活用し、地域コミュニティの維持に取り組んでいる状況も見えてまいりました。

加えて、現場における課題やニーズを把握するため、県では、昨年度、集落支援員に対するアンケート調査を実施いたしました。その結果、空き家の増加や耕作放棄地の拡大など様々な地域課題が生じる中、「具体的にどのように対応すべきか手探りの状況である」といった声や、ノウハウの共有や交流機会の拡大を求める意見が多く見られました。

これらの状況を踏まえると、地域コミュニティの維持・活性化のためには、地域コミュニティを支える担い手の確保・育成を進めていくことが重要であると捉えております。

現在、市町村では、担い手の確保・育成のため、地域おこし協力隊の確保や、地域活動への参画を促すための住民向けセミナーの開催、先進的事例の調査・視察など、様々な取組を行っております。

県では、こうした市町村の取組を後押しするため、市町村職員や集落支援員などを対象として、地域活動の実践者を招いての研修会やワークショップの開催による人材育成、様々な取組事例の紹介、アドバイザーの派遣、地域おこし協力隊の支援者同士のネットワークづくりなどに取り組んでおります。

県としましては、県内の地域コミュニティの状況を把握するとともに、市町村と連携を密にし、持続可能な地域づくりを進めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 庄司防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（庄司雅人君） 消防指令業務の共同化についてお答え申し上げます。

市町村消防において、人員確保や厳しい財政状況が課題となる中、救急需要の高まりや、頻発・激甚化する災害への対応が求められており、議員御指摘の消防指令業務の共同化は、持続可能な消防体制の確保に寄与するものであります。

総務省消防庁では、平成二十九年四月に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を示し、連携・協力の具体例として、指令の共同運用を推進しており、この指針を受け、県においても、消防本部や市町村における検討を促すための取組を重ねてまいりました。

手始めに、県内各消防本部における火災・救急等の消防需要や消防力に関する課題を調査し、その結果を共有するとともに、県外の先行実施消防本部や総務省消防庁の担当者を招いての検討会等を通して、各消防本部の共同化に関する考え方の確認や、実現に向けての課題などについて意見交換を行ったところであります。

検討会では、「課題解決の手段として本当に有効なのか」「財政力の弱い自治体が連携しても効果が薄い」といった懐疑的な意見が多くありましたが、各消防本部の組織・人員の現況や業務上の課題について相互理解が進み、共同化に向けた議論の必要性について共有が図られたものと認識をしております。

その後も各消防本部と継続的に意見交換を重ねてきた結果、令和六年四月から置賜広域行政事務組合と西置賜行政組合で、さらに令和七年四月からは北村山地域の三市一町で、関係首長間の合意に基づく協議が進展し、消防指令業務の共同化が実現したところであります。この間、県では、共同化に関する実施計画の策定に係る協議に参加し、必要な助言を行うなど支援を行ってまいりました。

共同化した自治体では、新たな消防通信指令システムの整備費用や運用開始後の保守管理経費を共同で負担することにより、財政的な負担が縮減されたほか、通信指令員など人員配置の見直しにより、現場対応力の強化にもつながったと伺っております。

県としましては、消防指令業務の共同化について、引き続き、地域の実情を考慮し、市町村の自主的な取組を尊重することを基本に、消防通信指令システムの更新時期なども踏まえた上で、各消防本部との意見交換を重ねるとともに、先進事例の取組や具体的な効果等について情報提供を行うなど、必要な支援を行ってまいります。

○議長（田澤伸一議員） 相田環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（相田健一君） 鳥獣被害対策に関連したジビエの活用推進についてお答え申し上げます。

本県における鳥獣による農作物被害額は、近年、四億円前後で推移し、高止まりの状況にあり、イノシシによる被害額は、令和六年度には約八千万円となっております。関係者の御尽力により、県内ではイノシシを年間三千頭も捕

獲していますが、増加の抑制には至っておらず、被害抑制の取組の強化が必要な状況にあります。

こうした中、捕獲した鳥獣を食肉やペットフードなどとして地域資源に生かすジビエの活用につきましては、政府においても鳥獣被害対策の一環として位置づけられ、各地で取組が進められているところであり、全国的に関心が高まっております。本県においても、ツキノワグマやイノシシを対象としたジビエ処理加工施設が小国町、上山市、鶴岡市で稼働しておりますが、いずれも処理実績は年間数頭と把握しております。

先ほど、県全体のイノシシの捕獲頭数は三千頭もあると申し上げましたが、処理加工施設までの搬入距離や時間などの制約により、実際にジビエとして安定的に供給できる個体数は限られております。また、専用の食肉処理施設の整備や衛生管理に係る設備投資に加え、放射性物質検査や、豚熱感染確認区域で捕獲されたイノシシについては豚熱ウイルスの遺伝子検査が必要であるなど、食の安全を確保するための対応も求められます。

こうした課題がある中で、県では、野生イノシシのジビエ利用を後押しするため、昨年度、そのジビエ利用に伴う豚熱ウイルスの遺伝子検査に関する実施要領を制定し、県が認定した民間検査機関による検査体制を整備いたしました。この認定検査機関は、空気循環の制御によるウイルス拡散防止対策が講じられ、県家畜保健衛生所での検査と同等の検査品質が確保されることなどの要件を満たすものとしており、実際にこの認定検査機関を利用し、鶴岡市の事業者がイノシシ肉の流通・販売の取組を始められました。

県としましては、引き続き、豚熱検査など必要な安全対策を徹底しながら、ジビエの活用を検討されている市町村や事業者に対しては、政府のハード整備に関する助成制度や大崎市のような先進事例に関する情報提供を行うとともに、保健所とも連携し、必要な許可や指導など、制度面・安全面からの対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 城戸口健康福祉部長。

○健康福祉部長（城戸ロー子君） 次期山形県地域医療構想の策定についてお答え申し上げます。

県では、平成二十八年に山形県地域医療構想を策定し、将来にわたり必要な医療提供体制を確保する観点で、急性期病床の回復期病床への転換等、病床機能の分化・連携を進めてまいりました。病床機能別の現状を見ますと、依然として急性期病床が多く、回復期病床が不足していることなどから、引き続き取り組んでいく必要があると認識しております。

さらに、政府においては、八十五歳以上人口の増加で高齢者救急や在宅医療の需要が高まる二〇四〇年頃を見据え、病床数の適正化、かかりつけ医機能の発揮、在宅医療の充実、医療人材の確保等、医療提供体制全体の課題解決を図る必要があるとしており、都道府県に対し、新たな地域医療構想の検討が求められているところであります。

このため県では、医療・介護関係者等から成る山形県保健医療推進協議会とその下に置く地域医療構想部会で県全体の方向性を議論し、それを踏まえ、各構想区域において、医療関係者等で構成する地域医療構想調整会議で協議することとしております。

次に、庄内地域に目を向けますと、酒田市と鶴岡市を中心とする医療提供体制が構築され、主に日本海総合病院と鶴岡市立庄内病院が相互に連携して救急医療や専門性の高い医療を担っております。

議員御指摘の区域対応方針は、現行の地域医療構想に基づき、庄内地域医療構想調整会議が政府の支援を受けて策定し、令和七年七月に公表した計画ですが、二〇四〇年の庄内地域を見据えた上で、地域の課題を踏まえつつ、日本海総合病院と鶴岡市立庄内病院の機能的統合、在宅医療の受皿整備、医療・介護連携の強化等が盛り込まれており、新たな地域医療構想の検討に当たり大いに参考になるものと考えております。

一方で、政府の検討会では、構想区域の設定や急性期拠点機能の確保について、人口二十万人から三十万人程度に一つずつを目安とする考え方が示されていることから、地域の実情に精通した関係者と丁寧な議論を積み重ねることが不可欠であると考えております。

県としましては、今後、政府から示されるガイドラインや区域対応方針を踏まえ、市町村、医療機関、医師会など関係者の御意見を丁寧に伺い、県民が安心して生活できるよう、持続可能な医療提供体制の構築に向け、新たな地域医療構想の策定に取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 私からは、山形県の海面漁業振興に係る養殖の推進についてお答えいたします。

養殖生産の実現に向けて、山形県漁協が中心となって設立した庄内養殖事業コンソーシアム会議では、海中の生けすで行う海面養殖と陸地の水槽で行う陸上養殖について、今年度、実証試験を実施する予定としております。

海面養殖は、陸上養殖に比べて低コストで大規模な養殖が可能で、波や風の影響を受けにくい場所を確保できれば生産可能であることから、コンソーシアムでは、今年度、水産庁の補助事業を活用し、酒田市の飛島漁港の港内でサケ・マス類の試験養殖を予定しており、十一月からの開始に向けて準備を進めております。

養殖する魚種は、当初、サクラマスを予定しておりましたが、種苗の入手が困難なため、現在、ニジマスやギンザケも視野に、入手可能なサケ・マス類の種苗の調達を種苗生産者と調整しているところであります。

今回の試験養殖の目的は、冬季の厳しい気象の中でも養殖が可能となることを実証することであり、飛島は、本県で唯一、東向きの海岸を有し、北西の季節風の影響が比較的少ないことから、海面養殖が可能な場所として期待しているところであります。

次に、陸上養殖につきましては、ポンプなどの設備を使用するため、海面養殖に比べランニングコストが高額になる課題があります。このため、コンソーシアムでは、餌やりが不要で飼育作業工程が少ない海藻類の養殖に着目し、近年、全国的に供給不足である黒ノリについて、養殖技術のノウハウを有する県外のスタートアップ企業と連携した実証試験の実施を検討しております。

実証試験では、直径二メートルの水槽を三台設置して、三種類の黒ノリの種苗を養殖し、庄内浜に最も適した種苗の種類と養殖可能な期間などを明らかにする予定であります。県では、この実証試験を水産庁の補助事業を活用して支援してまいりたいと考えております。

また、陸上養殖の中でも、生産規模が大きく地域経済への波及効果も期待される閉鎖循環式養殖は、屋内で水をろ過して再利用し、水温や水質を高度に管理するため、大規模な初期投資と高いランニングコストを必要とすることから、企業誘致の視点も持ちながら実現の可能性を検討していくこととしております。

県としましては、養殖の実証試験への財政的な支援に加え、水産技術振興センターの専門職員が技術指導や助言を行うなど、課題を一つ一つ解決しながら、関係者一丸となって養殖の事業化に向け全力で取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 永尾県土整備部長。

○県土整備部長（永尾慎一郎君） 主要地方道藤島由良線で発生した土砂崩落への対応についてお答え申し上げます。

鶴岡市今泉地内の主要地方道藤島由良線は、本年一月十五日に山の斜面から道路上へ土砂の崩土を含む落石があったことから、延長約二キロメートル区間で全面通行止めとしておりましたところ、三月二十四日にも同じ箇所では延長約七十メートル、幅約六十メートルにわたり土砂崩落が発生し、大量の土砂と岩石により道路が閉塞している状況でございます。これにより現在も全面通行止めを継続しており、道路利用者の皆様には大変御不便をおかけしております。

この土砂崩落が大規模であったことから、三月二十七日には国土交通省国土技術政策総合研究所と国立研究開発法人土木研究所に、四月十三日には山形大学の本山功教授に、崩落の状況や原因、今後の調査方法等について御意見をいただきました。

崩落の原因については、風化した地盤に融雪水等が浸透したことによる地滑りの可能性があるとのことであり、これまで地質・地盤の状況を確認するためのボーリング調査や弾性波探査を実施しました。また、地下水位の変動や斜面の挙動については、水位計や伸縮計等を用いて梅雨期や来年春の融雪期まで継続的に観測していくこととなります。

復旧工事は、その結果を基に対策範囲や工法等の検討を行った後に着手することになるため、工事期間を含めますと規制解除までは数年を要する見通しでございます。長期間の通行規制が見込まれますので、地域の皆様に対しては、今後も、鶴岡市と連携しながら丁寧な説明を行うとともに、小まめな情報発信に努めてまいります。

また、崩落箇所の周辺につきましては、過去に地滑りが発生した痕跡が確認されている箇所があるため、延長約三・五キロメートルの区間においてドローンによるレーザー測量を行いました。今回計測した地形データと崩落前の令和六年度に計測したデータを比較しました結果、現時点では周辺の区間において地滑りの兆候は認められないと考えております。

今後は、防災点検において災害リスクが高いとされた箇所についても点検を実施し、必要な対策を検討するなど、引き続き、道路利用者の皆様の安全安心な通行の確保に向けた取組を進めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 私には、遠隔教育の推進による小規模県立高等学校の魅力向上について御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

県教育委員会では、少子化が進行する中、県立高校の適正規模を維持する観点から、統廃合を含む高校再編整備を進めてまいりました。一方で、小規模校であっても、高校教育を受ける機会の確保や、高校が地域振興の核として果たす役割という観点から、必要な学校については、地元自治体と連携しながら維持に努めております。

しかし、小規模校においては、配置できる教員数が少なく、多様な学習ニーズに対応した教育活動が困難であるため、令和五年度から遠隔授業の実証研究を重ね、昨年度からは、庄内総合高校を配信拠点として、遠隔授業専門の教員を配置し、本格運用を開始したところです。

実施後のアンケートでは、生徒の八割が「学びの可能性が広がった」と回答しており、遠隔授業が進路実現に結びついたという生徒もおりました。

今後もさらに進む少子化に対応するため、今年三月に策定した県立高校未来創造ビジョンでは、具体的な高校配置等について、必要性の高い学区から検討会を開催するとともに、小規模校の在り方についても、地域の声を聴きなが

ら検討を進めることとしております。その上で、小規模校においては、例えば、座学は遠隔で、実験・実習は対面で行うなどハイブリッド型の授業を導入したり、オンラインを用いてディスカッションや交流活動を行う学校間連携を実施するなどして、生徒の学習の充実を図ることとしております。

さらに、文部科学省が示しました高校教育改革に関する基本方針、いわゆるグランドデザインを推進するための先導拠点三類型の一つ、「地理的アクセス・多様な学びの確保」につきましては、本県では、全日、定時、通信の三課程を併設する庄内総合高校を拠点校とする計画を申請いたしました。この中で、学校での学習と通信教育を組み合わせた柔軟な学習スタイルについて研究するとともに、オンラインを用いて、大学や産業界等と連携した探究活動を充実したり、外部事業者等と連携した放課後の進学・資格講座や個別学習支援を行うことなどを計画しております。

県教育委員会といたしましては、少子化が進行する中であっても、遠隔教育を十分に活用しながら、生徒の多様な学習ニーズに応えられるよう、小規模校の魅力向上と教育環境の充実を図ってまいります。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって通告者の発言は全部終わりました。

質疑及び質問を終結いたします。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明二十三日から二十八日までの六日間は議案調査、委員会審査及び休日のため休会とし、二十九日定刻本会議を開き、予算特別委員長より審査の経過について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 二時 二分 散 会